

広報

佐那河内

題字: 山根玉峰 (佐那河内村 第一号名誉村民)

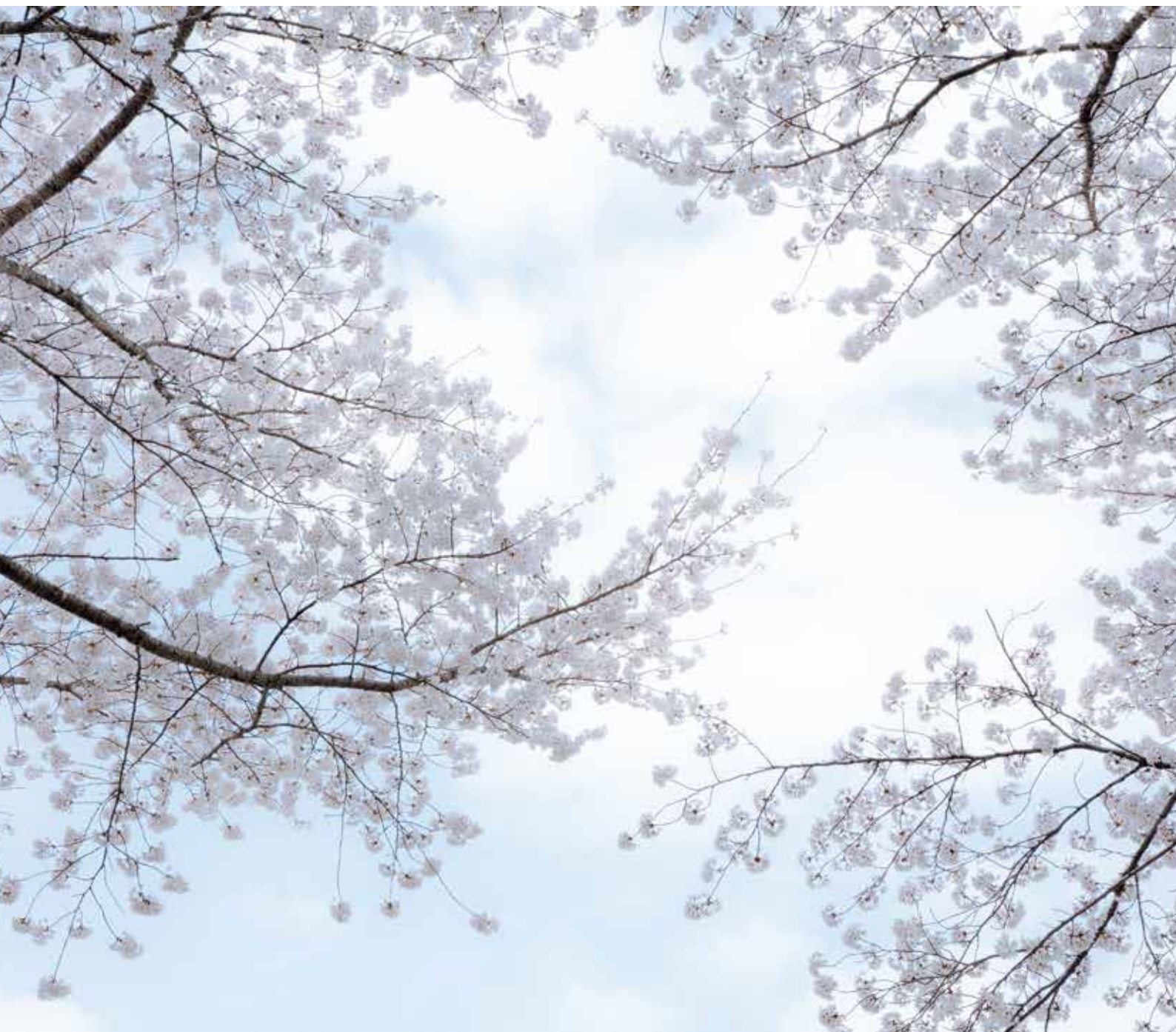
写真: 写真家 米津光

2024 April / No.613

4月号

佐那河内村広報誌

令和6年4月15日発行



さち香る 風の谷



令和6年度

施政方針

佐那河内村長 岩 城 福 治



令和6年度を迎え、本年度の取り組みをお示します。

4年もの長期にわたった、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に収束に向かい、ようやく日常を取り戻しつつありますが、世界に目を向けますとウクライナ侵攻・中東情勢などによる不安定な状況が続くとともに、我が国の経済においても、円高やマイナス金利の解除など、社会全体にめまぐるしい変化が起きているところです。

このような中、本年、年明け早々に「令和6年能登半島地震」が発生し、多数の死者、安否不明者、家屋の倒壊などの甚大な被害をもたらしました。亡くなられた人々の御冥福をお祈りするとともに、被災されたみなさまに、心からお見舞いを申し上げます。

本県においても、今後30年以内に70～80%の確率で南海トラフ巨大地震が発生すると想定されているところであり、村においても「いざ発災」という状況に対応すべく、避難訓練などを行っているところです。村民のみなさまにおかれましても、災害に対する日ごろからの備えを今一度確認していただきますよう、お願いします。

さて今年度は、現在推進している「佐那河内村総合計画」の、前期基本計画が最終年度を迎えます。現計画において、人口および高齢化率の改善をめざし、子育て世代の移住・定住施策に注力した結果、一定の成果を挙げているところですが、依然として人口減少が続いていることから、今年度に策定予定の後期基本計画におきましても、これまで進めてきた「地方創生」の動きを緩めることなく、持続可能な村づくりに邁進していきたいと考えています。

それでは、総合戦略の施策の柱に沿って、本年度本村が取り組むべき主要事業をご説明します。

第一点目

「しごと・雇用を創出する」

農業振興

「さくらももいちご栽培振興プロジェクト」を展開し、新年度から新たに3人が「佐那のいちご塾」2期生として活動を開始しています。さらに第3期塾生の募集も開始します。

新規就農者のための「シニア世代経営開始支援給付金事業」の新設

国の新規就農者に対する経営開始資金交付の対象外となる50歳以上66歳以下のI・Uターン者

が就農する際、最長2年間、1年目100万円、2年目50万円を支援します。

「徳島かんきつアカデミー受講支援事業補助金」の新設

新規および既存就農者に、「かんきつ栽培」に必要な知識と技術を習得していただくため、「徳島かんきつアカデミー」受講経費を補助します。

有害鳥獣対策

昨年度、約1.8ヘクタールで活用いただいた「鳥獣害防護柵購入補助」のさらなる推進と、昨年度に大きな実績を挙げた「阿波の有名な名人戦」を本年も実施し、「有

害鳥獣対策」を講じて参ります。

第二点目

「新しいひとの流れをつくる」

Uターン移住の促進や、中山間地での生活を快適にするためのドローン活用など、「新たなひとの流れづくり」や、村に魅力を感じていただくさまざまな取り組みを行います。

移住・定住施策

引き続き移住・定住施策を強力に展開します。なお、今年は、中尾谷地区の宅地造成事業で、2区画を販売する予定となっています。

佐那河内村Uターン移住促進事業補助金

本村で生まれ育った66歳以下の人が、本村へUターンし居住する場合の必要経費について、100万円を限度として補助を行います。

国道438号上八万バイパス一ノ瀬工区トンネル工事着工

日常生活や物流の大動脈となる一ノ瀬工区トンネル工事については、2年先の開通をめざし、工事が着々と進んでいます。

「ドローンを活用した新スマート物流」の展開

現在、「買い物代行サービス」、「フード・デリバリーサービス」が開始していて、物流「2024年問題」に向けた「共同配送サービス」の準備に加え、今後は、経済、防災、福祉など、地域課題の解決に向け、事業展開が行われます。

「さなごうち大川原高原ヒルクライム」本大会の実施

昨年の「プレ大会」の成功を機に、本年は村民参加型の大会として「第1回大会」を実施する予定です。

観光振興

大川原高原ヒルトップハウスのバリアフリー化・洋式化を行うとともに、高原広場公衆トイレの改築を行います。さらに、天候急変時の避難所機能を有した「休憩所」について、本年度中の完成をめざしています。

簡易水道および農業集落排水

老朽化した本村簡易水道の管路施設について、昨年度に、管路更新基本計画を策定しました。本年度から順次、整備に取り組んで参ります。

第三点目

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

子どもたちの学習環境や、子育て環境を充実し、安心して子育てができる村づくりを進めて参ります。

「保育料」および「学校給食費」の無料化

本村の宝である、子どもたちの健やかな成長と、子育て世代の負担軽減のため、新年度から「保育所の保育料」および「学校給食費」について、完全無料化を実施します。

小中学校の校舎や体育館の快適化

子どもたちの健やかな成長を見守るために、照明のLED化を、順次進めて参ります。

第四点目

「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

旧庁舎の解体工事および跡地活用の検討とともに、「さなごうち新ものがたり創出事業」を展開し、持続可能で賑わいのある村づくりを進めて参ります。

旧庁舎の活用について

今年度、旧庁舎を解体し、庁舎跡地活用検討委員会で具体的な活用方法を検討する予定です。

村立公民館宮前分館（宮前公民館）

8月上旬を目処に老朽化に伴う改修工事を進めます。

さなごうち新ものがたり創出事業

昨年度開催してご好評をいただいた「古の写真展」は、今年度、第2回目を開催するとともに、荒井賢治先生の写真展、名誉村民

である山根玉峰先生の生誕100周年を記念した作品展など、多彩な展示会を開催予定です。

また、今年度から村史編纂に向け必要な調査を行って参ります。

感染症対策

村民のみなさまからのご要望をお受けし、本村独自の取り組みとして、50歳代から発症率が高いとされる带状疱疹について、予防接種に要する費用の一部を助成します。

コロナ禍でのさまざまな制限からようやく解放されたことで、以前の暮らしが戻り、村民のみなさまの笑顔も戻って参りました。

村としては、これまで取り組んできた施策を充実するとともに、村民のみなさまからご意見をおうかがいしながら、さらなる発展をめざすことで、健康と幸福を実感できる村づくりの創造に全力で取り組んで参りますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



小学校卒業生にイスを寄贈～村消費者協会～

令和5年度の小学校卒業生に、消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作ったイスがプレゼントされました。

贈られたイスには、「ごみを資源に心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。

この思いを胸に、大切に使用してください。



3.8 [金曜日]・3.14 [木曜日]

旅立ちの日（佐那河内小中学校卒業証書授与式）

3月8日(金)に中学校の卒業証書授与式が、3月14日(木)に小学校の卒業証書授与式がありました。

笑顔で、元気よく証書を受け取る卒業生の姿に、成長した喜びを感じるとともに、巣立っていく少しの寂しさも感じるすてきな卒業式でした。

新たな旅立ちを迎えた卒業生のみなさん。これから楽しいことも困難なこともたくさんあるでしょう。困難をどのように自分の力で乗り越えていくかがその人としての素晴らしさ、そして成長につながります。これからもがんばってください。卒業生のみなさんのご活躍を心から応援しています。



3.13 [水曜日]

徳島県消防操法大会結団式

佐那河内村役場にて、第34回徳島県消防操法大会の、小型ポンプ操法へ出場する選手の結団式が開催されました。

結団式では、第1分団山田勝昭団員が決意宣誓を行い、村長からは徳島県消防操法大会での活躍を激励の言葉としていただきました。

結団式終了後には、早速小型ポンプ操法の訓練が行われました。

なお、第34回徳島県消防操法大会は、7月14日(日)に徳島県消防学校で開催されます。みなさまのご支援、ご協力をお願いします。



3.15 [金曜日]

令和6年能登半島地震災害義援金 報告について

村では、令和6年1月1日(月)に、能登半島を中心に広い範囲に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震で、被災された人を支援するための募金活動を実施してきました。

当村庁舎や村社協に来庁された人々や、常会、各種団体のみなさま、村内7か所に設置した募金箱に、暖かいご協力をいただき、本当にありがとうございました。

みなさまからお寄せいただきました義援金は、日本赤十字社徳島県支部を通じて被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額寄付させていただきました。

被災されたみなさまが1日も早く回復され、日常を取り戻し、生活が再建できるよう、心よりお祈りいたします。

趣旨にご賛同いただいたみなさま、ご支援・ご協力ありがとうございました。

募金額：725,949円（令和6年1月18日～令和6年3月15日）

今後も次の場所で、募金活動を継続しますので、引き続きよろしくお願いします。

募集期間 令和6年10月31日(休)まで

- | | | |
|--------------|------------------|--------------|
| ①佐那河内村役場出納室 | ②佐那河内村社会福祉協議会事務所 | ③一般財団法人さなごうち |
| ④徳島市農協佐那河内支所 | ⑤しゃくなげ市 | ⑥佐那の里 |

3.23 [土曜日]

「さなごうち歴史散歩～陽春の嵯峨探訪～」開催

嵯峨の地域資源を学びながら春の陽気を楽しむ歴史散歩があり、参加者と案内者あわせて17人が、嵯峨天一神社・宝蔵寺から秋葉神社まで、春の嵯峨を散策しました。

嵯峨天一神社や秋葉神社境内の地神塔は寛政元年（1790）の造立で県内でも



宝蔵寺にて



八坂神社の地神塔前

古いものであることや、嵯峨溪谷は昭和初期の徳島日日新報社が主催した「阿州十五景」の一つに選出されたり、与謝野鉄幹・晶子夫妻が訪れて15首の歌を詠んだりした風光明媚な景勝地として村外の人にも知られていたことなどの説明を聞きながら、春の息吹を感じる一日でした。参加者からは、「楽しい時間になった」、「地元の歴史がわかった」、「また企画してほしい」などの声がありました。

第6回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会

第6回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会を、ふれあいグラウンドにて開催しました。村内から佐那河内村グラウンドゴルフ部、徳島市内から多家良中央クラブが参加し、熱戦が繰り広げられるとともに参加者の親睦が図られました。今年の大会は45人が参加し、昨年に引き続き、見事に上位3人全員が佐那河内村グラウンドゴルフ部の部員でした。

ご参加いただきましたみなさま、ありがとうございました。

優勝	竹内 佳子 さん	(佐那河内村グラウンドゴルフ部)
準優勝	松下 秀治 さん	(佐那河内村グラウンドゴルフ部)
第3位	安喜 恒 さん	(佐那河内村グラウンドゴルフ部)



▲左から 松下さん、竹内さん、安喜さん



▲グラウンドゴルフのようす

民生委員が交代しました

長年にわたり、民生委員として社会福祉の増進にご尽力いただきました安藝春喜さんが3月31日をもって退任されました。後任として、令和6年4月1日付けで長江 操さんが新たに民生委員に就任されました。

民生委員・児童委員の活動は、住民のみなさんの生活ととても密接しているもので、地域福祉の先導的な役割を担っています。

もし、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。



長江 操

和協・鰐塚・中畑・下奥野々
(遠野地区以外)・音羽 (遠
野地区以外)

議会だより

— 令和6年 第1回（3月）定例会 —

令和6年第1回定例会は、3月5日開会され、令和6年度各会計当初予算案件7件、令和5年度各会計補正予算案件7件、条例案件3件、人事案件3件、議員発議1件、請願1件の合わせて22件の審議を行い、原案どおり可決、同意、採択し、3月15日に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

防災対策

中央運動公園の近隣に防災ヘリポートを増設し、防災行政無線についても屋外受信機器の更新や、緊急自然災害防止対策事業として、落石防止対策について重点的な取り組みを行うとともに、強風による住宅の屋根瓦被害の軽減などを図るため、屋根の診断および改修工事について支援を行う屋根瓦強風対策支援事業をするための関係費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

感染症対策

新年度から、带状疱疹ワクチンの予防接種に要する費用の一部を助成するための関係費用を今定例会に提案しています。

経済的支援対策

昨年夏から、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、村内の住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付を行いました。

さらに、デフレ完全脱却のための総合経済対策については、住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり7万円の追加支援を行い、3月5日から給付を開始しています。

国では、定額減税と併せ、住民税均等割課税世帯に対しても、1世帯当たり10万円の支給を行うことにしています。

また、住民税非課税世帯などに

おいて扶養されている18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円の追加支援を行うための関係費用を今定例会に提案しています。

竹パウダーコンポスト

松山油脂株式会社が地域貢献交流促進事業の一環で、竹パウダー製造の際、同社の山神果樹薬草園が所有する竹粉碎機、チップパーを無償で使用させていただけることになりました。これにより、竹パウダーの製造が可能になるため、竹パウダーコンポストの普及が加速し、竹林整備の促進と生ごみの減量という効果が期待できると考えています。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

佐那のいちご塾生の第2期生3人が4月から新たに活動を開始する予定です。第3期塾生の募集についても、現地説明会には5人の参加があり、4月には、塾生希望者を対象に、おためし地域おこしを実施する予定です。

新規就農者支援については、50歳以上66歳以下のシニア世代の人が本村に転入の上、新規就農する場合、条件に応じ、最長2年間、最高150万円の支援を行うシニア世代経営開始支援給付金事業を新設します。

また、徳島かんきつアカデミーの受講に係る必要経費を補助する徳島かんきつアカデミー受講支援事業補助金についても実施することにしていて、関係費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

阿波のわな名人戦については、令和5年12月から令和6年1月までの2か月間で、54頭のニホ

ンジカを捕獲しました。

大会に参加した狩猟者は9人で、そのうち、狩猟経験5年以下である新人狩猟者が3人でした。上位3位までの成績優秀者は、ふれあいまつりで表彰式を行いました。

本年度新設した鳥獣害防護柵購入補助は、14人から申請があり、補助金額は総額63万6千円で、補助対象となった面積は約1.8ヘクタールです。

②「新しいひとの流れをつくる」

中尾谷地区の宅地造成事業は、現在、造成地の下部にあたる区画D号地、F号地で、造成および周辺工事を行っていて、これらの工事は3月中に完成する見込みです。

佐那河内村Uターン移住促進事業補助金を創設し、関係費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。この事業は、村で生まれ育った66歳以下の人が本村へUターンし居住する場合、住居や移動手段の確保、生活必需品の購入に要する費用を100万円を限度として補助するものです。

ドローンを活用した新スマート物流については、昨年11月から、村内の小売店2店舗と連携した買い物代行サービスからスタートし、12月には、お弁当を配送するフードデリバリーサービスを展開するなど、業務展開が始まっています。

ドローンによる配送は、令和5年12月に新設された無人地帯における目視外飛行の基準であるレベル3.5飛行の認可を受けた飛行ルートがすでに10ルート開通していて、年度末までに、累計20ルート以上の開通を目標に作業が進められています。

さなごうち大川原高原ヒルクラ

イムについては、プレ大会開催後の実行委員会で、来年度以降も開催すべきとの意見が大部分を占め、次回開催に向けた準備が進められているところです。一方で、一部の村民のみなさまから、村民の参加する機会が少なかったなどのご意見をいただいておりますが、にぎわいをもたらす大会を定着させていきたいと考えていて、引き続き、新年度当初予算として、大会開催に係る関係費用を今定例会に提案しています。

実行委員会総会では、来年度の大会については、10月6日日曜日に開催することが決定しています。

本年度からヒルトップハウス1階トイレのバリアフリー化、同じく2階トイレの洋式化、大川原高原広場の公衆トイレの改築などに取り組んでいて、ヒルトップハウス2階トイレは、令和5年12月に完成し、4月の開館日から使用を開始する予定です。ほかのトイレも、あじさいまつりまでに完成することができるよう、工事を進めています。

大川原高原広場の休憩所は、来年度中の完成をめざし、関係費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

村簡易水道の管路施設は、老朽化に伴う漏水も確認され、大規模災害時における管路の被害防止対策も、整備の際、耐震管が布設されていないことから、可能な限り早急に改修の必要があると認識しています。そこで、本年度佐那河内村簡易水道管路更新基本計画を策定し、この基本計画に基づき、管路の更新を進めていくことにしていて、来年度は、嵯峨・下地区簡易水道の導水管部分の改修工事に取りかかるため、関係費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

簡易水道事業および農業集落排水事業会計については、4月からの公営企業会計本格導入に向け、準備を進めていて、すでに12月定例会で移行に係る条例を認めていただき、今定例会では、予算や打ち切り決算に伴う補正予算

に関する議案を提出しています。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

新年度から、保育所の保育料および学校給食費を完全無料とし、関係費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

小中学校の照明については、校舎や体育館のLED化工事を順次行う予定で、来年度は体育館から着手します。

保育所の再発防止策は、役場と保育所が一体となって取り組み、保育所職員の日常的な情報共有や職員の検討などの項目は、即時取り組むべき事項として改善を図っています。

新年度は、第三者に保育所の状況を調査の上、評価していただき、必要な改善策を講じる第三者評価を実施します。また、保育士の研修を計画的に実施し、職員全員が最新の知識を共有できるようにしていて、費用を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

役場旧庁舎の解体については、来年度の撤去完了に向け、工事費を新年度当初予算として、今定例会に提案しています。

旧庁舎の跡地利用は、佐那河内村庁舎跡地活用検討委員会で具体的な検討をし、施設建設の是非を含め跡地の利用法について、来年度中に決定したいと考えています。

宮前公民館は、老朽化が進行していることから、村の公共施設等総合管理計画および公共施設個別計画に基づき、改修工事を実施しています。今回は、玄関の改修、外装、内装のリニューアル、トイレの洋式化などを行い、8月上旬に完了の予定です。

さなごうち新ものがたり創出事業で開催した古（いにしえ）の写真展では、村民のみなさまからご提供いただいた写真や村役場、県立文書館が所有する村の懐かしい風景の写真を展示し、好評であったことから、引き続き、来年度中に古の写真展パートⅡの準備を進

めています。

さらに、本村出身の写真家、荒井賢治先生の写真展や名誉村民である山根玉峰先生の生誕100周年を記念した作品展などの事業を夏をめどに開催したいと考えています。

補正予算案件

議案第1号 令和5年度佐那河内村一般会計補正予算（第5号）について

既定の歳入歳出予算の総額を2億1,180万円減額し、予算総額を29億2,530万円とし、繰越明許費は、戸籍住民基本台帳費事業など14事業を令和6年度に実施するための6,108万4千円を計上するもの。

議案第2号 令和5年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

既定の歳入歳出予算の総額を516万8千円減額し、予算総額を3億5,747万1千円とするもの。

議案第3号 令和5年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

既定の歳入歳出予算の総額を1,654万6千円減額し、予算総額を1億452万4千円とするもの。

議案第4号 令和5年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

既定の歳入歳出予算の総額を1万9千円減額し、予算総額を1億6,331万1千円とするもの。

議案第5号 令和5年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

既定の歳入歳出予算の総額を515万円増額し、予算総額を3億9,558万円とするもの。

議案第6号 令和5年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

既定の歳入歳出予算の総額を5万円減額し、予算総額を5,420万円とするもの。

議案第7号 令和5年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

既定の歳入歳出予算の総額を

2,145万円減額し、予算総額を2,545万円とするもの。

条例案件

議案第8号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年度人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表および期末手当の支給率の改定、並びに新たに勤勉手当の支給に関する規定を設けるなどの改正を行うもの。

議案第9号 佐那河内村子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

県が子どもはぐくみ医療費助成の拡大を行うことに合わせて、村の医療費助成についても県と同様に拡大を行う改正を行うもの。

議案第10号 佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例について

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料率の改正を行うもの。

当初予算案件

議案第11号 令和6年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出予算総額30億7,300万円とし、前年度に比べ1億7,500万円の増。

歳入で主なものは、村税1億8,644万2千円、地方交付税12億4,161万7千円、国庫支出金1億2,325万9千円、県支出金1億1,535万4千円、寄附金1億5,501万円、繰入金5億2,663万9千円など。

歳出で主なものは、総務費11億258万1千円と前年度と比べ2億82万4千円の増額、民生費4億6,827万8千円と前年度と比べ116万2千円の増額、農林水産業費2億4,572万8千円と前年度と比べ5,252万5千円の減額、土木費2億6,687万9千円と前年度と比べ601万3千円の増額、教

育費2億6,546万9千円と前年度と比べ7,458万円の増額、公債費1億7,164万9千円と前年度に比べ8,424万2千円の減額など。

議案第12号 令和6年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億3,900万円とし、前年度に比べ2,200万円の減額。

議案第13号 令和6年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額4億1,095万5千円とし、前年度に比べ2,895万5千円の増額。

議案第14号 令和6年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算総額5,656万円とし、前年度に比べ231万円の増額。

議案第15号 令和6年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額6,900万円とし、前年度に比べ2,210万円の増額。

議案第16号 令和6年度佐那河内村簡易水道事業予算について

歳入歳出予算総額2億625万8千円。

議案第17号 令和6年度佐那河内村農業集落排水事業予算について

歳入歳出予算総額2億798万6千円。

人事案件

議案第18号 副村長の選任について

地方自治法162条の規定により副村長選任の同意を得るもの。

(副村長：益田 英栄)

議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの。

(固定資産評価審査委員会委員

：松村 茂)

議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める

もの。

(人権擁護委員候補者

：久米 忠秋)

議員提出議案

発議第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するもの。

(提出先：内閣総理大臣ほか3件)

請 願

請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願について

一般質問

井開 一文 議員

1. 女性支援について

質 ①災害時の対応について

答 ①災害時などにおいて女性の立場や視点を踏まえた取り組みを進めるためには、災害対策決定の場や防災活動の場に、女性が参画できる仕組みづくりが必要と認識しています。

村では、佐那河内村地域防災計画の防災知識の普及啓発に関する計画に基づき、日赤奉仕団などの各種団体の人を対象として令和3年度に、自分自身の身を守ることや要配慮者の安全避難および避難所運営に当たる知識や技術を習得するための講習を行い、延べ148人の女性が、防災力のスキルアップを図りました。また、災害予防や地域防災の広報、啓発活動、避難所設営、火災発生時の後方支援などの災害後方支援活動などを目的に、平成29年に佐那河内村消防団女性消防隊を結成し、全国女性消防団活性化大会、佐那河内村総合防災訓練、行事開催時の啓発活

動、研修などへの参加を通して幅広い知識の習得や情報の共有を図り、女性ならではの視点から、子どもたちや女性、高齢者に必要な、被災者支援につなげるための取り組みを進めています。

今後は、これまでの女性を対象とした研修や女性消防隊の活動だけでなく、女性が災害対策決定の場への参画や、避難所の運営へ携わるための環境整備を進めることにより、災害発生時の支援充実・強化に努めます。

藤本 忠 議員

1. 災害に強い村づくりについて

質 ①他の地域にあまり依存しない持続可能な地域づくりを進めていく必要があると考えるが、村のこれからの取り組みについて伺いたい

②今回の能登半島地震で、トイレの問題がクローズアップされ、上下水道管の破裂・破損が現実味を帯びてきています。避難所などの施設を集落排水から合併処理浄化槽への変更を考えてはどうか。

答 ①村ではヘリポートの整備、食料や簡易トイレなど物資の備蓄を計画的に進めています。村民全員分の食料などを備蓄することは困難と考えていて、各家庭において最低3日、できる限り1週間分の食糧備蓄や、日常の中に食糧備蓄を取り込むローリングストックの取り組みをお願いしています。

水や電気は、ある一定の生活環境を維持するために必要なものですが、施設や設備を設けるには多額の費用が必要と思われる上に、維持経費についても相当かかってくるものと考えられることから、まずは国や県などの補助が活用できるか検討したいと考えています。

なお、村としても災害時の水、電気の確保の重要性は認識していますので、施設や設備にとらわれず、各ご家庭での管理の井戸や河

川からの水の確保、非常時の電気を確保するための方法などについて、他自治体の取り組みを調査したいと考えています。

②能登半島地震のような大規模な地震発生時には、集落排水の管路も破損することが想定され、各家庭の生活排水や避難所の排水についても、流入ができなくなるおそれがあります。合併浄化槽も大地震などで被災しないとも限らないことから、全体的な比較検討が必要になるため、今後よく研究を重ねたいと思います。

また、既存の集落排水の管路についても、大規模地震などの災害に備え、発災時にも農業集落排水施設が利用できるよう、排水管の耐震化など機能強化について検討を進めたいと思います。

2. より暮らしやすい村にする為について

質 ①村全体で、地域独自の取り組みを考えてはどうか。

②村長の公約のなかに「公園など、憩い・賑わう場の整備」がありますが、インクルーシブ（多様性を認めすべての人が支え合いながらともに生活できる）考えを基に整備をしてはどうか。

③現在、村は「無医村」になっているが、民間の開業または、村営の診療所を考えてはどうか。

答 ①本村では、少子高齢化が全国よりも高い水準で進行していて、このような状況に歯止めをかけるため、移住・定住の促進や子育てを行いやすい環境づくり、基幹産業である農業を守るための取り組みなど、人口減少と少子高齢化が進む中でも、誰もが安心して住みやすい、続く村づくりを進める施策を展開しています。

これまで培ってきた文化や、人と人との触れ合いなどを大切にしながら、村づくりに取り組んでいきたいと思いますので、ご支援、ご協力をいただきながら、ともに進めていきたいと思っています。

②公園など憩いにぎわう場の整備にインクルーシブという視点を

取り入れることは、さまざまな人との交流や多様性への相互理解が図られるとともに、ひいては本村で暮らす住民のみなさまにとって、地域で支え合い、地域の中で暮らしを続ける、また住み慣れた地域にとどまれる村づくりにつながるものであると考えます。村としても、施設などの整備については、インクルーシブという視点を意識しながら推進をしたいと考えています。

③村では昨年、村内唯一の医療機関から閉院の意向をおうかがいして以降、直ちに、徳島県や村が所属する徳島西医師会のご協力をいただきながら、今後の村で実現可能な最善の医療体制の確保策について協議・検討を重ねています。

民間の開業は、村としても最も望むところですが、近隣市町の病院まで車で20分前後で通院ができる本村の地理的条件、人口規模などを勘案すると、まず採算面において、開業される医師を招聘することは困難と考えています。

次に、村営の診療所の開設については、最大の課題が医師による常勤管理者の設置義務です。この常勤管理者は、ほかの病院や診療所などの常勤管理者を兼ねることができないので、村が専属の医師を確保する必要があります。そのほか、設備基準を満たす場所の確保や、看護師、薬剤師、医療事務員の配置などについて検討する必要があります。

村としましては、引き続き各関係機関のご協力を得ながら、これら課題の克服策について検討を進めるとともに、そのほかの医療体制の確保策についても情報収集や検討を進め、可能な限り早期に、今後の村の医療体制の確保策について、示せるよう努力していきます。

3. 公文書の管理・文化財保護行政のあり方について

質 ①公文書の管理について、保存年限を過ぎた公文書に関して、保存するものと廃棄するものとの選別をどのように判断しているのか、その基準を伺いたい

②村の地域資源を守るために、

どのように文化財保護体制を構築するのか

答 ①保存年限を過ぎた公文書は、基本的には廃棄しますが、内容と目的を評価し、村にとって重要な情報や歴史的価値を持つ文書は廃棄を行わず、引き続き保存しています。

その他、村民の権利および義務に関する重要な情報が記録された公文書としては、叙勲、褒章および村表彰に関するもの、次に村民を取り巻く社会環境・自然環境などに関する重要な情報が記録された公文書として、保存しています。

こうした基準で、保存年限を経過した公文書については、廃棄するか、引き続き保存するかを選別しています。

今後も、公文書は村民の財産であるとの認識のもと、適切な保存管理に努めます。

②文化財保護の取り組みとして毎年、中畑・奥野々獅子保存会などの村内の無形文化財について、活動を行う団体に交付金を支出し支援しています。

また、仁井田の板碑などの標柱の修繕を令和4年度に行い、文化財としての表示と現場の保全に努めています。令和5年度には寺谷地区に伝わる御神踊、大数珠まわしの動画を撮影するなど、デジタル化して保存する試みも行いました。

阿波学会総合学術調査が行われていて、村の未指定も含めた文化財の調査なども行われています。今後、令和6年4月の阿波学会学術調査の中間報告を踏まえ、学芸監を配置している企画政策課と連携しながら、本村の文化財の保護、継承への支援を継続していきます。

4. スポーツの推進について

質 ①スポーツ実施環境の充実による村民全体の健康増進を進めてはどうか。

答 ①佐那河内スポーツクラブなどの関係機関と連携し、スポーツ環境の充実に努め、年齢、

性別問わず幅広い人々にスポーツを楽しんでいただけるようにさまざまなイベントを実施するなど、体制を整備しています。

施設面でも、中央運動公園の外周を令和6年度に散歩やランニングなどをより安全にできるよう、整備する予定です。

また、スポーツ団体に対し活動補助金を支給するなど、村民のみなさまがスポーツに取り組みやすい環境を整えています。今後も関係機関と連携し、ご協力をいただきながら、スポーツ環境の充実に努め、村民の健康増進につながるよう、さらに尽力していきます。

平岡 淳 議員

1. ドローンによる新スマート物流実装業務について

質 ①ドローンデポの改修は完了しているのか。

②担保されていないというのはどういうことか。

③実装とはどういうことなのか。

④履行期限を迎えるにあたって、成果をどう考えるのか

⑤住民監査請求をどう思うのか。

⑥ドローンおよび車両の無償譲渡をどう考えるのか。また、委託料の前払いをどう考えるのか

⑦今後、こういう事業をつづけるのか。

答 ①今のところ、まだ完了はしていません。今後、年度末に向け完了していけるよう現在努力をしているところです。年度末までもう少し時間がありますので、ご理解いただけたらと思います。

②株式会社ネクストデリバリーとの間で締結した業務委託契約書に添付したドローンを活用した新スマート物流実装業務仕様書の事業内容の中に、本業務は単年度契約であり、2年目以降は担保されないことを留意の上実施していただくものとするとの記載があります。これは、この事業が国のデジタル

田園都市国家構想交付金を活用して令和5年度から令和7年度までの3年間で実施することを予定し

ているものの、あくまで単年度契約であり、村としては2年目以降の契約締結を約束はできないことから、株式会社ネクストデリバリーに、2年目以降は村との契約は担保されないで、留意して業務に当たっていただきたいということを説明するために記入したものです。

③村の買い物に関する課題や物流に関する課題が顕在化する前に取り組みを始め、生活利便性の維持を図るということを実現するために、株式会社ネクストデリバリーと業務委託契約を締結し、各業務の内容を実施していく。つまり、ドローンを活用した新たな物流を実現するための準備を完了するといったことを表すため、実装という言葉を使っています。

④国の交付金を活用して事業を実施していることから、実施計画で設定されているKPIおよび各年度の事業計画に即した結果が求められます。

そこで、当初設定されている各年度のアウトプット指数であるドローン配送サービス運行日数、共同配送同意企業数、連携する飲食店舗数と、アウトカム指数であるドローン人材育成人数、新規雇用人数、サービス満足度のそれぞれの数値について、達成していけるよう最大限努力していかなければならないと考えています。

⑤今回の請求については、本村監査委員から住民監査請求に基づく監査の執行についての通知がありますので、請求の趣旨を受け止め、今後真摯に対応していきたいと考えています。

⑥ドローン、軽車両とも委託業務遂行の必要性から委託料に含めて契約を締結したものであり、その購入は受託業者であります株式会社ネクストデリバリーが行っています。村から株式会社ネクストデリバリーへの無償で譲渡したということはありませので、ご確認いただけたらと思います。

委託料の前払いについては、村は令和5年7月27日に締結した業務委託契約書の第12条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項に基づいて、概算払いの方法で

委託料を支払っています。この事業の性質上、ドローンと陸上配送を組み合わせた実装業務を遂行するために概算払いは必要なものと認識をしています。

⑦ドローンの将来的な技術進歩や規制の緩和が予想される中、本村においてドローン配送の有効性を検証するとともに、実用化を見据えた下地づくりを行うことを目的として、この事業に着手したところです。

村民の生活や利便性の向上、また、村民の生命と財産を守るための事業を実施することは村に課せられた最大の使命で、今後とも議会議員のみなさまと共にこのような観点に立って考えられる施策を継続して実施していきたいと考えていますので、ご理解の上、ご協力よろしくお願いします。

2. 無医村対策について

質 ①過去においてどういう取り組みをしてきたのか。

②今後、どうするのか。

③今までの答弁について、どう責任をとるのか。

答 ①村は、これまで村内の医師の先生にはできるだけ長く診療を続けていただけるようお願いをしてきていて、今後の医療機関存続の見通しなどについて、機会を捉え、おうかがいをさせていただきました。村では昨年、村内唯一の医療機関から閉院の意向をおうかがいして以降、直ちに徳島県、徳島西医師会のご協力をいただきながら、今後の村で実現可能な最善の医療体制の確保策について協議・検討を重ねていて、現在も継続して実施をしているところです。

②医療体制の確保策については、診療所開設のほか、医療機関による巡回診療やオンライン診療などがあります。それぞれの確保策に対して、村内で実施するとした場合に克服すべき課題が多くあります。引き続き各関係機関のご協力を得ながら、これらの医療体制の確保策に係るさまざまな課題の克服策について検討を進め、可

能な限り早期に、今後の村の医療体制の確保策についてお示しができるよう努力していきたいと考えています。

③可能な限り早期に村民のみなさまに今後の村の医療体制の確保策をお示しし、村民のみなさまが健康で安心して生活が送れるよう精いっぱい努力していきますので、ご理解をお願いします。

伊藤 明子 議員

1. 追上駐車場のゴミ収集について

質 ①ゴミの分別が悪いので、どのような対策を考えているのか。

答 ①家庭から出される一般ごみは、過去3年間で令和5年度との比較では、搬出量は、約7ポイントの減少で、資源ごみとなる新聞紙などの搬出量も約16ポイント減少しています。これは、資源ごみが可燃ごみに混ざって処分されている可能性があり、ごみの分別についてもっと周知啓発が必要であると感じています。

担当による毎週のごみ搬出状況の確認をさらに強化し、適正なごみの搬出方法についての周知徹底を図りたいと思います。また、村ではごみの分別方法や出し方など、詳しく表示した家庭ごみ分別ガイドブック保存版を作成し、3月の中旬に各家庭へお届けできるよう準備を進めています。これをご活用いただき、さらにごみの再資源化や減量化にご協力をいただきたいと思います。

2. 中央運動公園の使用について

質 ①一般住民が借りやすくするためには、どのような方法で使用許可ができるのか。

答 ①スポーツクラブに所属する団体では、年間を通した定期的かつ継続的な練習が見込まれ、継続して利用してすることでグラ

ウンドなどの土質や安全な施設環境などが良好な状況で保たれています。スポーツクラブに所属していない団体も、要望がある場合には利用日時等についてお聞きし、調整会議に諮り、協議調整した上で利用していただくなど、個別対応もしています。

村民のみなさまの利用については通常半日3,300円、1日6,600円の利用料を、利用するメンバーの半数以上が村民である場合には全額免除としています。また、スポーツクラブも、会員の割引制度などを設け、誰もがスポーツクラブに入会しやすい環境を整備しています。可能な限り多くの人々にご利用いただけるよう、施設の貸出しの運用方法などについて関係機関と協力し、調整を続けていきたいと思っています。

森下 嘉文 議員

1. 佐那河内村の地滑り対策について

質 ①本村の地滑りについて、現状はどういう状況か伺いたい。

②村民の人命・財産を守る施策を考えているのか。

答 ①村内に地すべり防止区域として国土交通省が指定している区域は、北山などの8地区で、県東部県土整備局において管理されており、農林水産省指定の区域は、奥野々などの12地区で、県東部農林水産局により管理されています。

現状は、東部県土整備局管理の8地区は定期的に点検・調査を実施しています。東部農林水産局管理の12地区は、令和5年度、菅沢などの5地区で調査観測業務を、東山などで測量設計業務、菅沢などの3地区で新規および補修工事がされており、令和6年度は菅沢などの5地区で調査観測業務を、尾尻と奥野々の2地区で工事を行う予定と県から聞いています。

②村民の人命、財産を守る施策として、今年度から落石防止対策

として、村道ののり面点検を実施し、危険箇所の把握に努めています。

令和6年度は、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある道路への防災として実施する、村単独事業である緊急自然災害防止対策事業の実施を予定しています。この事業により、道路防災として道路ののり面、盛土の落石および土砂災害防止対策や道路施設の予防保全のための対策を行っていきたいです。

2. 新たな公園の開設について

質 ①令和5年9月定例会における回答について進捗状況を伺いたい。

答 ①公園整備については、高齢者から子育て世代や乳幼児などが世代間を超えて憩うことが望ましいと考え、交流しやすく、安全を満たす観点から、村内の1か所へ集約する方向性で検討しています。しかし、公園の配置場所や、また公園の用途、旧庁舎跡地に何ができるかに大きく左右されるところであり、跡地検討委員会の意見を考慮することは必須であると考えています。

子育て世代を中心としたにぎわいの場としての公園も一つの案としつつ、跡地検討委員会の結論を踏まえて検討することになりますので、決定までの進捗状況を見守りつつ、入念な準備と検討を進めていきます。

3. 果樹の苗木導入事業補助金について

質 ①現状の苗木導入事業補助金について伺いたい。

②今後、苗木導入事業補助金割合の変更を考えているのか。

答 ①ミカン・スダチ・柚子苗木導入事業補助金は、村奨励品種のミカンなどの導入を促すため木を購入する、村内に住民票を

有する者、または村内の農地で事業を行う者に対し、苗木の購入費用の4分の1を交付する事業で、国・県など、補助事業を受けていない場合であることも条件となります。

この補助金は、地域農業の振興や地域経済の活性化に向けた重要な取り組みであり、引き続き地域の農業者への支援を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献していきます。

②村の果樹栽培を発展させ、振興を図る上で、この補助金は欠かせないものです。

現在、農業委員会を中心に地域計画事業を行っていて、アンケートの取りまとめ作業の途中ですが、多くの人が10年後も現状のとおりに耕作を行いたいとの意向があり、スダチ栽培については、新たに栽培を始めたい人や規模拡大を希望する農業者もいます。

補助割合の変更について今後検討したいと考えています。

石本 哲也 議員

1. 保育所の門扉・通路の改修について

質 ①現在の状況を知らせていただきたい。

②今後の予定はどうなっているのか。

答 ①12月に避難路設計業務を発注し、これまで現場調査3回、うち2回は保育所職員からの意見や要望などの聞き取り調査を行っています。

現在の状況は、保育所職員から聞き取った実施可能な要望などを反映して設計図面ができ上がっていて、工事に必要な資材の見積り依頼をかけ、緊急避難路の整備および門扉を含む保育所入口周辺の改修工事に係る工事費の積算作業を進めているところです。

②避難路設計業務の成果が納品され次第、緊急避難路の整備および門扉を含む保育所入口周辺の改修工事の発注準備を進めます。工事の施工は、8月を基準に改修

工事を実施したいと考えています

同時に進めている屋外通路屋根に係る設計業務についても、門扉を含む保育所入口周辺の改修工事との調整、調和を検討の上、工事設計を進め、緊急避難路の整備および門扉を含む保育所入口周辺の改修工事の施工後に速やかに工事が施工できるよう準備を進めます。

2. 乳幼児のオムツ助成について

質 ①現在、1歳児までオムツ助成があるが、実質4歳くらいまでオムツが必要なお子さまもいる。延長してはどうか。

②障がいを持ったお子さまについては、医療用なので高額である。中学校に上がるまで助成してはどうか。

答 ①村社会福祉協議会が、1歳になる月の末日までに使用するオムツの購入に要した費用に対し、乳児1人につき月額5,000円を上限に助成を行っています。

子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備の一つとして、助成対象の子どもの年齢を拡大することは有効な方策であると考えます。

村では、助成対象の子どもの年齢拡大について、事業の実施主体である村社会福祉協議会と協議を進めていきたいと考えています。

②障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、重度障がい者等日常生活用具給付事業を実施していて、全身性障がいのある3歳以上の方は、医師の意見書により紙オムツを必要とする場合に、月額1万2,000円を限度として給付ができますので、まずはこの事業のご利用をご検討いただきたいと考えています。

この事業は重度障がいの人が対象ですので、紙オムツを必要とするその他の障がいをお持ち

議会だより

の人で事業の対象にならない場合もあります。村としては、住民ニーズの把握に努めながら、必要に応じ、事業内容拡大を検討したいと考えています。

3. 能登半島地震から見る佐那河内村のインフラ対策について

質 ①現状の認識はどうか。
②人材育成はどう考えているのか。
③上下水道局の新設を提案したい。

答 ①地震や大きな災害が発生した際の対応マニュアルとして、村地域防災計画や村国土強靱化計画、業務継続計画があり、そこに記載された上下水道対策の項目に基づき準備を進めます。

また、導水管、送水管、配水管幹線の耐震化や、災害時には

避難所、福祉施設、防災拠点施設へ確実に水の供給をすることなど、現状の課題に対し、令和5年度村簡易水道管路更新基本計画を立て、10年間の計画として順次更新作業を進めていく予定です。

農業集落排水施設においても、国の補助事業として農村総合整備事業による集落排水施設の長寿命化計画の策定から、施設の修繕や機能強化、管路の不明水対策などを行えるよう関係機関と協議を行い、事業採択できるように取り組みを行ってまいります。

②大規模災害などの緊急事態の対応について、普段からの備えは大変重要であり、専門的な知識を持っている職員の配置は、その基礎となるものと考えています。

今後の人材育成についても、経験や知識を後任の職員と共有できる体制づくりを重要視して

いて、これまで1人体制であった簡易水道業務、農業集落排水業務をそれぞれ2人体制とし、技術や専門知識の継承と育成を図ることで、大地震などの自然災害にも対応できる体制にしたいと考えています。

③大規模地震が発生した場合は、数多くの家屋、上下水道、公共土木施設、農業施設などの被害が想定されます。そのような場合は、村職員全体で対応に当たることはもちろん、上下水道の復興については建設課と産業環境課との連携が重要であることから、日ごろからさまざまな状況を想定した協力体制の充実を図ることにしています。

ただ、上下水道局の新設については、職員数と財政的な負担も伴いますので、今後課の統廃合なども含めて慎重に検討したいと考えています。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

3月1日 議員協議会〈議員室〉(瀧倉議長ほか6人)

全員協議会〈役場〉(瀧倉議長ほか6人)

5日 第1回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈議場ほか〉(瀧倉議長ほか6人)

6日～7日 議案審議〈議員室〉(瀧倉議長ほか6人)

8日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校〉(瀧倉議長ほか6人)

12日 第1回佐那河内村議会定例会 一般質問〈議場〉(瀧倉議長ほか6人)

14日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校〉(瀧倉議長ほか6人)

15日 第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈議場〉(瀧倉議長ほか6人)

18日 民生委員推薦会〈役場〉(瀧倉議長)

21日 例月出納検査〈監査室〉(前河監査委員・井開監査委員)

23日 佐那河内保育修了式〈保育所〉(瀧倉議長)

27日 戦没者追悼式〈役場〉(瀧倉議長ほか6人)

29日 小松島市外三町村衛生組合定例会〈衛生組合〉(瀧倉議長・石本議員)

職員人事異動

異動

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
住民税務課 総務課 教育委員会 総務課	課長 課長補佐 教育次長補佐 主査 (社)佐那河内村社会福祉協議会派遣	日下洋志 佐藤河津 森河敦	産業環境課 課長補佐 健康福祉課 課長補佐 総務課 課長補佐 総務課付 課長
産業環境課 産業環境課 総務課	主査 主査 係長 徳島県派遣	東條浩文 尾山智也 森拓也	住民税務課 課長 住民税務課 主査 教育委員会 係長
総務課 住民税務課 総務課 健康福祉課	係長 係長 主事 主事	小松真也 西原克矩 多田真人 小倉郁	住民税務課 事務主任 産業環境課 係長 住民税務課 主事 健康福祉課 主事 徳島県後期高齢者医療広域連合派遣
企画政策課 住民税務課 建設課 企画政策課(新規採用職員) 総務課(新規採用職員) 保育所(新規採用職員) 教育委員会(新規採用職員)	主事 主事補 主事補 主事 主事補 保育士 調理員	後東駿介 古川航輝 柏太樹 川真田憲資 敷島楓七 中川晴直 谷泉直美	総務課 主事 建設課 主事補 企画政策課 主事補

昇任

保育所 主任保育士	山岡麻姫	保育所 保育士
健康福祉課 主事	岩野敦美	健康福祉課 主事補
健康福祉課 主事	中井智美	健康福祉課 主事補

退職

副村長 教育委員会 総務課 健康福祉課	調理員 課長補佐 事務主任	秋山孝人 笠井充 住友桂 森本直 子人
------------------------------	---------------------	---------------------------------

新採用員



川真田 憲資
企画政策課 主事



敷島 楓七
総務課 主事補



中川 晴詠
保育所 保育士



谷泉 直美
教育委員会 調理員

副村長の就任について

4月1日 副村長に

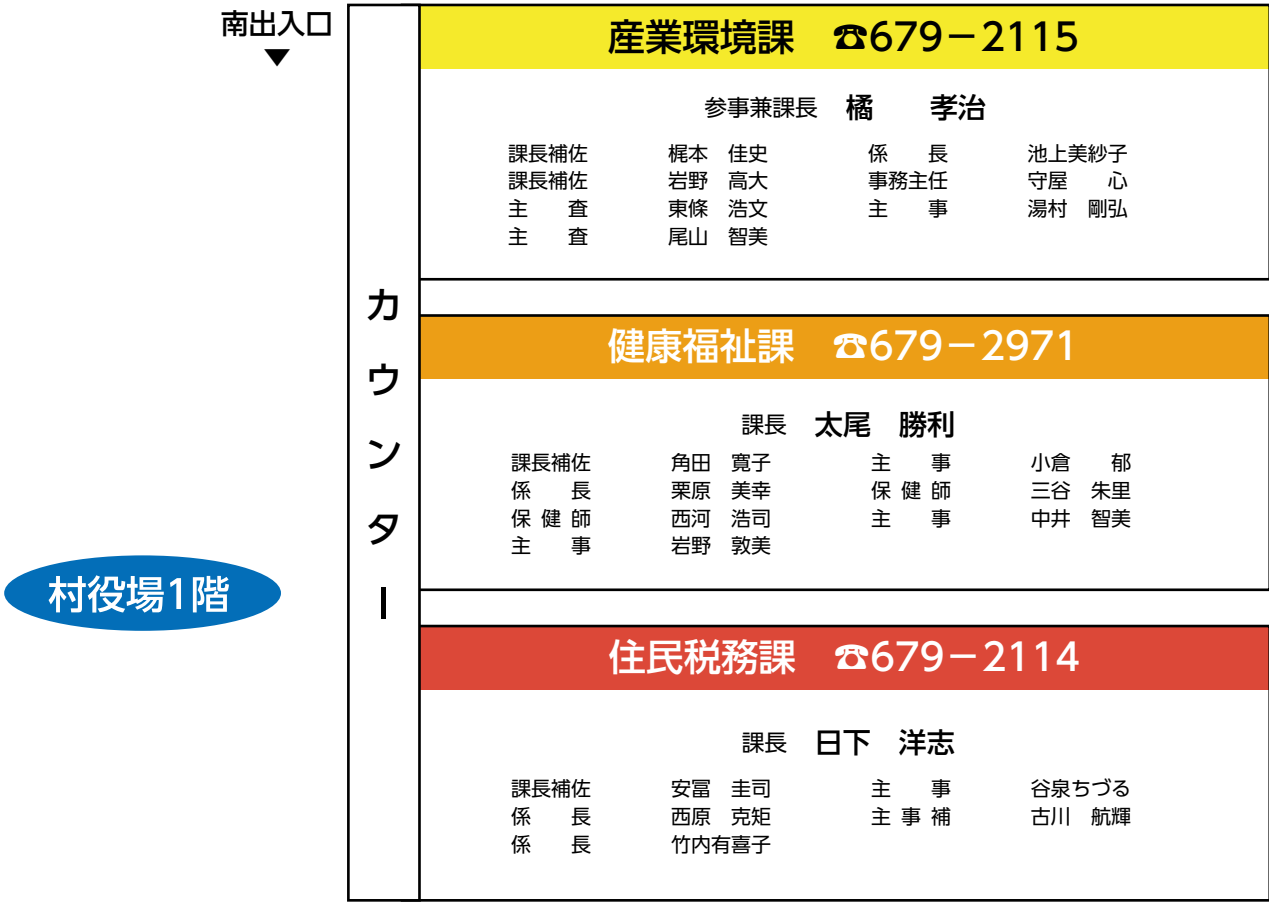
益田 英栄さんが就任しました。

任期は令和6年4月1日から令和10年3月31日になります。

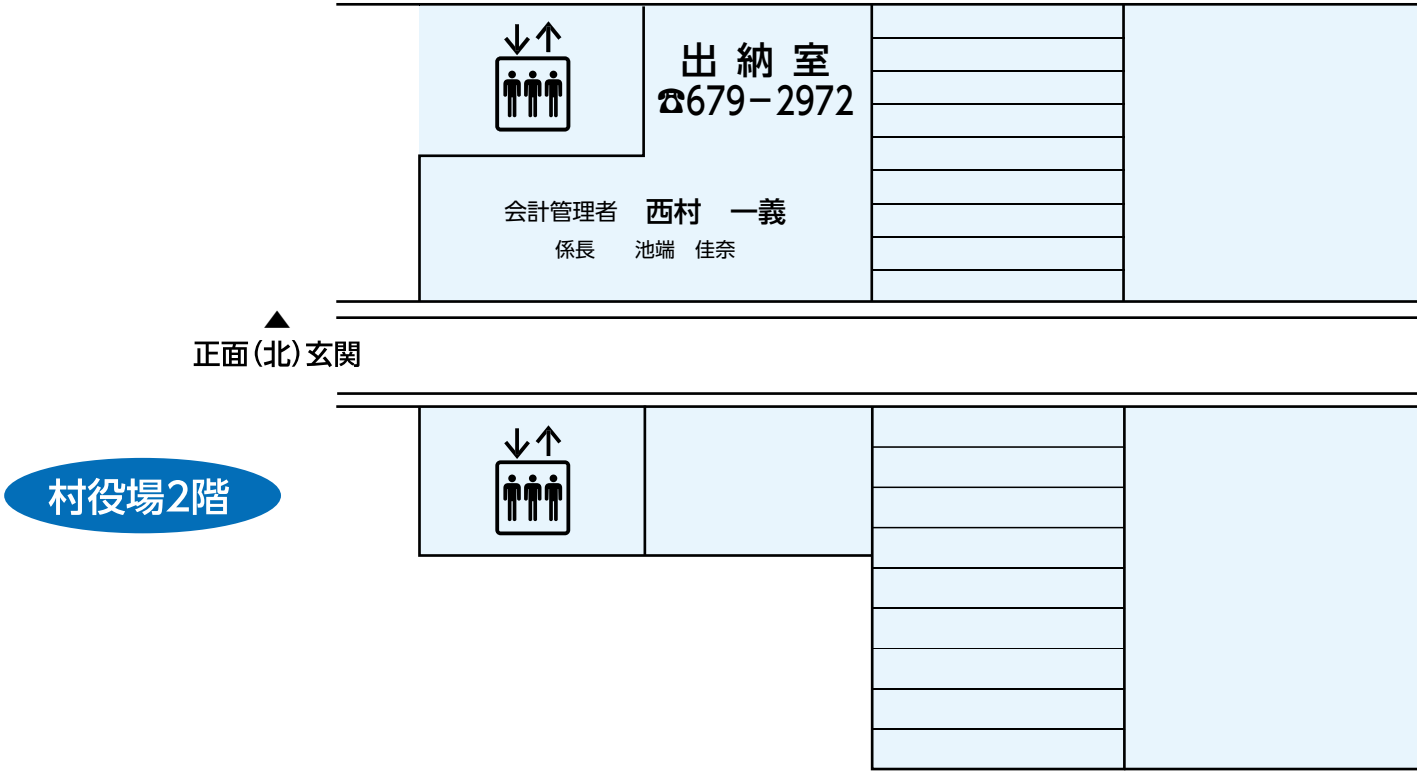


村役場 課の配置

(令和6年4月1日)



廊



一般財団法人 さなごうち
☎636-4030

副村長
益田 英栄

村 長 室
☎679-2137

村長 岩城 福治

総 務 課 ☎679-2113

課長 下岡 徹
課長補佐 佐藤 享恵 主 査 瀧倉 裕介 事務主任 岡野 智子
主 査 佐河 敦 係 長 森 拓也 主 事 多田 真人
(村社会福祉協議会派遣) (徳島県派遣) 主 事 補 敷島 楓七
主 査 松田 大悟 係 長 小松 真也

企画政策課 ☎679-2973

課長 上野 浩嗣
課長補佐 森 貴浩 主 事 後東 駿介
係長(再任用) 山本 利也 主 事 川真田憲資
係 長 福本 貴司 学 芸 監 石尾 和仁
係 長 上岡 織恵

建 設 課 ☎679-2970

課長 山岡 忍
課長補佐 仲 弘志 主 事 補 柏 太樹
技 師 板東 一敬 技術指導監 杉本 秀明

カ
ウ
ン
タ
ー

保 育 所
☎679-2217

保育所長(再任用)

梯 卓義

主任保育士 吉田 真希
主任保育士 小畑 真代
主任保育士 上野 友里
主任保育士 山岡 麻姫
保 育 士 江川 仁美
保 育 士 瀧本 芹奈
保 育 士 中川 晴詠

村民体育館

佐那河内村社会福祉協議会

☎679-2304

事務局長

益田 英栄

事務局次長 佐河 敦
係 長 宮前 真理

下

教育長室

教育長
大島 千文

教育委員会事務局 ☎679-2817

教育次長 橘 公司

教育次長補佐 森河 健 学校給食センター ☎679-2317
技 術 主 任 丸橋 俊彦 調理員 谷泉 直美
主 事 坂本 嵐 調理員(再任用) 笠井 充代

議会事務局
☎679-2152

事務局長
青木 和代

令和6年度 当初予算

総額は43億5,275万円

3月5日から3月15日の間で開かれた村議会第1回定例会で、令和6年度当初予算が議決されました。

予算規模としては、普通会計として一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計の宅地造成事業特別会計(会計間の重複額を除く)を合わせた31億3,200万円(前年度比1億9,710万円・6.7%増)と国民健康保険事業特別会計等の3つの特別会計を合わせた8億651万円(前年度比926万円・1.2%増)と地方公共団体が運営する地方公営企業会計で簡易水道事業と農業集落排水事業4億1,424万円(前年度比1億3,824万円・50.1%増)を合わせた村の予算総額は43億5,275万円となります。

歳入

※宅地造成事業特別会計含む

村独自の収入である、村税や繰入金(各種基金【村の貯金】の取り崩し)などの自主財源は11億2,962万円で全体の36.1%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で20億238万円となり、63.9%を占めています。

村税については、68万円減で前年度並みになっています。寄附金については1億5,501万円を計上しています。

歳入の39.6%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付するお金のことで、本年度は、12億4,162万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、4億930万円を計上しており、その内訳は臨時財政対策債※として300万円、過疎対策事業債として2億8,990万円や緊急防災・減債事業債6,200万円などがあります。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らが地方債を発行させる制度です。

償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置

されるため、実質的には地方交付税の代替措置とみて差し支えない地方債のことです。

歳出

※宅地造成事業特別会計含む

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、10億8,482万円となっています。人件費は前年度比6,150万円増、公債費は繰上償還の減額により前年度比8,424万円減、扶助費は前年度比301万円増となり義務的経費全体で1,973万円減となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で6億1,693万円となり主な事業は次のとおりです。

- 過疎対策事業(道路整備)5,200万円
- 社会資本基盤総合交付金事業(橋梁更新など)5,400万円
- 緊急自然災害防止対策事業5,000万円
- 跡地整備事業1億1,500万円
- 大川原高原整備事業3,000万円
- 村立公民館宮前分館改修事業5,000万円

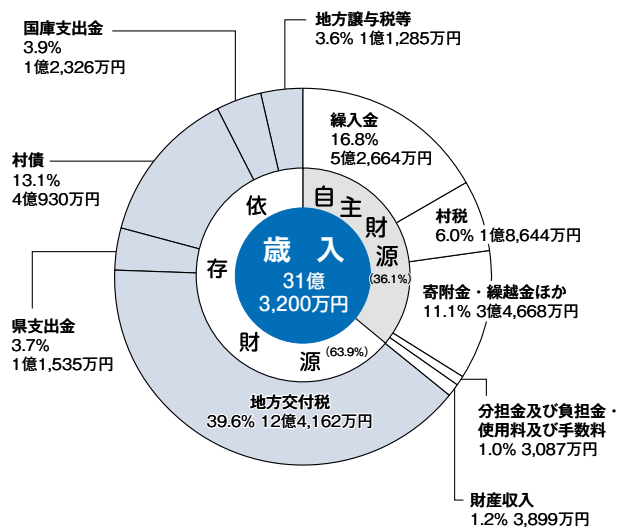
特別会計・企業会計予算

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

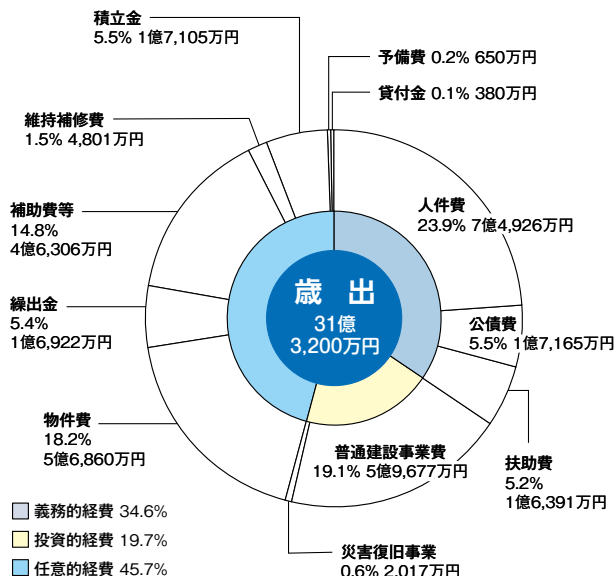
また、簡易水道事業および農業集落排水事業は令和6年4月1日から地方公営企業法を適用しました。



歳入予算構成グラフ

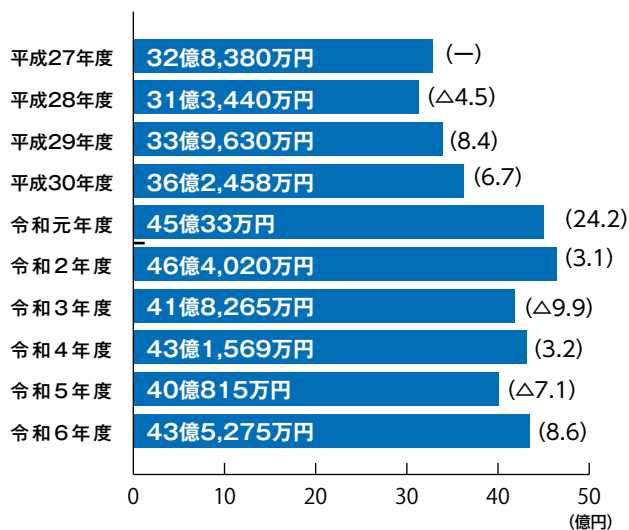


歳出予算構成グラフ



10年間の総額推移状況

※普通会計＋特別会計＝当初予算額 ※（ ）は前年度当初予算対比



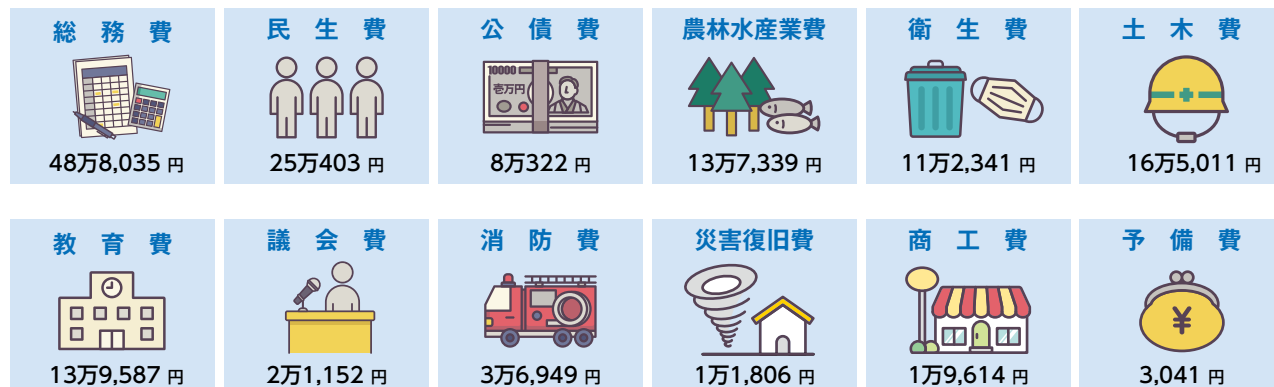
令和6年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率 (%)
総額	43億5,275万円	8.6
普通会計（一般・宅造）	31億3,200万円	6.7
特別会計		
国民健康保険事業	3億3,900万円	△ 6.1
介護保険事業	4億1,095万円	7.6
後期高齢者医療	5,656万円	4.3
公営企業会計		
簡易水道事業	2億625万円	72.9
農業集落排水事業	2億798万円	32.7

※一円未満切り捨て

村民一人あたりに使われるお金

※令和6年2月29日現在の人口（2,137人）で算出



防災訓練について

本村では、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震をはじめ台風や土砂災害などに備え、年1回総合防災訓練を実施していますが、常会などで防災訓練を希望される場合は消防センターからも出向しますので、お気軽にご連絡ください。

《訓練項目》 初期消火訓練、応急手当、AED取扱い、防災備蓄品展示、防災講話など

消防センター担当：尾崎

消防センターの体制について

4月1日から消防センターは救急搬送隊が救急救命士6人、隊員2人、機関員4人による12人と防災対策監1人による13人の体制になりました。

救急搬送要請の電話番号は「088-679-3999」と従来と変わりません。サイレンの音が聞こえたら家族の人は外に出て手を振るなどして案内してください。夜間はライトを振るのも良い方法です。

また病院との交渉には、次のようなものがが必要です。

- 氏名、生年月日、住所 ○持病があれば病名・症状・投薬の有無 ○けがなどの経過状況
- 健康保険証、お薬手帳が必要となりますのでご協力をお願いします。

救急搬送隊員▶



朝倉 忠勝



新宅 由行



鳥井 正徳



西本 和好



田中 謙一



川野 浩伸



菱崎 隆



大隅 俊作



森脇 昭二



日下 健司



伊藤 太



清原 健二

防災対策監▶



尾崎 隆則

佐那河内村女性消防隊員募集



28回全国女性消防団員活性化石川

私たち佐那河内村女性消防隊は、平成29年に結成され、現在6人で村内の火災予防や地域防災などの広報・啓発活動を行っています。また災害発生時には、避難所設営活動などを行います。女性の視点から、子どもたちや女性、ご高齢者に必要な被災支援を行うのも私たちの活動のひとつです。一緒に活動していただける人のご参加をお待ちしています！

応募資格

- ①18歳以上60歳未満
- ②健康であること
- ③本村内に居住または勤務していること

身 分

隊員は非常勤の地方公務員です。

活動内容

- ①火災予防および地域防災広報・啓発活動
- ②災害後方支援活動（避難所設営、火災発生時の後方支援など）

- ③消防団が行う主要行事への参加（消防団出初式など）

処遇など

- ①条例に基づき、報酬、手当、活動に係る費用を支給します。
- ②活動に必要な被服などを貸与します。
- ③公務災害補償、福祉共済金、退職報償金（勤続5年以上）の制度あり。

申込先

総務課消防担当または女性消防隊員

根郷地区自主防災会が防災訓練を実施しました

3月2日(土)

今回の訓練は、根郷4常会自主防災会、根郷地区住民、根郷老人会、地元消防団などが連携して実施されました。

始めに佐那河内村消防団第4分団が園瀬川南岸から可搬ポンプによる放水訓練と希望者を対象に消火器の更新、続いて、女性消防隊が村民を対象とした消火訓練を行いました。消火訓練では女性消防隊による消火器の説明と実演、参加者が消火器や水消火器を使用し、火をつけた的に向かい消火訓練を行いました。

その後、会場を根郷集会所に移し、尾崎村防災対策監による「南海トラフ巨大地震の備え」、佐那河内村駐在所長渡辺警部補による「阪神淡路大震災、東日本大震災の救援業務の体験談」と題して講演がありました。

最後に避難所設営訓練として、段ボールベッド、簡易トイレの設置訓練を行いました。



木造住宅耐震化促進事業などのご案内

近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、強風などによる居住する瓦屋根の住宅被害の軽減、安全性の確保・向上を図るため瓦屋根強風対策支援事業を新設しました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。

木造住宅耐震診断支援事業

- 補助要件診断対象となる建物（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
 - 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
 - 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

●受付戸数 …… 5戸（先着順）

●自己負担金 …… 3,000円（建物1戸当たり）

※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

- 対象となる住宅 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅
 - 事業内容 耐震性を向上させる補強方法および概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画
 - 受付戸数 5戸（先着順）
 - 自己負担金 無料（建物1戸あたり）
- 耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。
昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事などを行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

- 補助要件
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- 補助対象工事
 - 1) 家具の固定（必須）高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
 - 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
 - 3) 感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）を設置しなければならない
- 受付戸数 2戸（先着順）
- 補助額 補助対象経費の4/5以下で上限130万円千円未満切り捨て

施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

家全体を
改修したい

耐震化と
合わせて
ICT、AI化
工事を実施



スマート化支援事業

- 補助要件
耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う。
- 補助対象工事
ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事
(例) 見守り機能付きトイレの設置/見守りセンサーの設置/地震計の設置

ICTやAI工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

- 受付戸数 1戸
- 補助額
補助対象経費の2/3以下で上限30万円(千円未満切り捨て)

地震は怖い
けどおさが
りな耐震
化はすぐに
できない



耐震シェルター設置支援事業

- 補助要件
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- 補助対象工事
 - 1) 家具の固定(必須)
高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について
全てを固定する工事
 - 2) 耐震シェルターの設置
 - 3) 工事中の写真の提供などモニターとしての協力
- 受付戸数 1戸
- 補助額 補助対象経費4/5以下で上限80万円

施工例



思い切って
建替えたい



住宅の住替え支援事業

- 補助要件
 - 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
 - 3) 現在居住している住宅

- 補助対象工事
住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事
- 受付戸数 1戸
- 補助額 補助対象経費2/5以下で上限30万円

瓦屋根が
気になる



瓦屋根強風対策支援事業

強風などによる居住する瓦屋根の住宅被害の軽減および安全性の確保・向上を図るため、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

- 対象者
補助金の対象は、佐那河内村内に存する瓦屋根の住宅を所有する人、または管理する人。過去に耐震改修、耐風改修などに係る県、または村の補助金の交付を受けていないものに限る。

- 受付戸数 1戸

- 補助額
耐風診断:
診断費用の2/3以内(補助対象限度額31,500円)で最大21,000円/棟を補助
耐風改修工事
耐風改修工事に要する経費の23%以内(上限552,000円/棟)
建築物の耐風改修工事に要する経費の限度額は瓦屋根面積(m²)に24,000円/m²を乗じた額、または24,000円のいずれか低い額

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限ります。

木造住宅耐震化促進事業などの
お申し込みは、申請書、
添付書類を添えて

4月15日(月)～12月27日(金)まで

(申込先着順)

お問い合わせ ● 建設課

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10平方メートル以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしなかったものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない人であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、令和7年3月31日（月）までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）
補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

お問い合わせ ● 建設課

ブロック塀安全対策支援事業

南海トラフ巨大地震などによるブロック塀などの倒壊による被害や避難時などの通行の妨げとなることを防止するとともに、安全・安心を確保することを目的とし、避難路沿道などに面した危険性の高いブロック塀などの撤去や新設を実施する村民に対し、その経費の一部を助成するものです。

対象となるブロック塀などとは？

補強コンクリートブロック造およびコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

避難路沿道などとは？

佐那河内村地域防災計画に定められた道路の沿道または避難地に隣接する敷地をいう。

■ 助成額

●ブロック塀撤去に対する助成額

補助基準額 上限100,000円 うち助成額66,000円

●ブロック塀撤去・新設に対する助成額

補助基準額 上限500,000円 うち助成額333,000円

受付期間

4月15日(月)～12月27日(金)まで

次のチェックリストで1つでも不適合がある場合は対策が必要なブロック塀です。

■組積造の塀の点検表

点検項目		点検内容	点検項目	
			適 合	不適合
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	は い
2	壁の高さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	は い	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、または壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	は い	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	は い	いいえ (不明)
5	傾き・ひび割れ	全体的に傾いている、または1mm以上のひび割れがある	いいえ	は い
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	は い
判 定				
6項目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要			いいえ	は い

■補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目		点検内容	点検項目	
			適 合	不適合
1	高さ	2.2m以下	は い	いいえ
2	壁の高さ	高さ2mを超える塀で厚さ15cm未満	いいえ	は い
		高さ2m以下の塀で厚さ10cm未満	いいえ	は い
3	鉄筋	壁頂・基礎は横方向に、壁の端部および隅角部は縦方向に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置している	は い	いいえ (不明)
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されている	は い	いいえ (不明)
4	控壁 ※高さが1.2mを超える塀の場合	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出している	は い	いいえ (不明)
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	は い	いいえ (不明)
6	傾き・ひび割れ	全体的に傾いている、または1mm以上のひび割れがある	いいえ	は い
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	は い
判 定				
7項目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要			いいえ	は い

お問い合わせ ● 建設課

■ 地域おこし協力隊 中村 賢一郎さん

あちらこちらで桜も咲き、春の陽気をしっかりと感じるようになりました。気温も高く、日差しが強いと、いちごの色づきが早いので大変です。3月23日に毎年度末恒例のいす-1グランプリ京都府京田辺世界大会が開催され、京都府木津川運輸チームで出走してきました。今回は翌24日がとくしまマラソンという強行スケジュールであり、両日とも雨の予報でした。

いす-1グランプリ京田辺大会は全国から37チームと香港から1チームが参戦です。今回は15周年記念大会であり、普段は商店街開催ですが今回は場所を変え、京田辺市役所横で特設コースを設ける熱狂ぶり。天候は雨ですが、雨天決行。京田辺大会のみ、小中学生部門として30メートルのタイムを競うレースがあります。普通は教室内でいすを走らせると怒られるところですが、今回ばかりは誰にも怒られません。雨に濡れながらいすで目いっぱい走るといふ非日常を味わっていました。大人のゼロ3は本戦のスタート位置を決める予選も兼ね、僕はもちろん全体トップでポールポジションです。

レース開始前から一段と雨が強くなりましたが、それをものともせず最初から勢いよく走ります。今大会はL字コースを採用していて、ターンをいかにして決めるか、そしてその後の加速、坂道のアップダウンにどう対応するかがカギです。2時間のレースでは序盤でコースに慣れ、中盤は脚のけいれんに耐え、終盤はあと少しで終わるという開放感で走ります。もちろん一周一周全力です。コース終盤のピット前の坂ではみなさん悲鳴をあげていました！雨に打たれ、路面コンディションも悪く何人も転倒していましたが、チームは無事に2連覇を達成しました。ようやく1つ、肩の荷がおりた感じです。そして深夜に帰村し、脚に疲労がたまった状態で翌日のとくしまマラソンに出走となるわけです。

朝起きると本村は本降りの雨。大会1週間前のマラソン練習中に右ふくらはぎの肉離れ、さらに疲労と筋肉痛で万全ではない状況。出走に悩みましたが、なるべく早めのゴールをめざします。レインコートを被り、雨と寒さ対策をしますが、すでに足下はずぶ濡れ。コースは吉野川の北岸・南岸を中心に比較的平坦なコースです。5キロメートル過ぎからペースを上げたものの、ふくらはぎのけいれんを起こし、無理せずジョギングペースに切り替えです。地道にペースを刻みますが、足の皮膚がふやけて25キロメートル過ぎに足裏に血豆ができ、激痛から走り方を変えたり、水たまりを避けるコース取りも膝痛や疲労に繋がりました。ゴールタイムは3時間37分28秒。なんとか止まらずに田宮の陸上競技場まで走りきれたことは収穫です。令和7年度はどこかの大会でサブ3達成を頑張ろうと思います。

この4月から新たにいちご塾生3人が着任しました。5月号まではしっかりと記事を作りますが、その後はどのように分配していくかは未定です。それぞれの奮闘もぜひ楽しみにしてくださいね！



農業者向けの補助金・給付金を新設・拡充します

令和6年度より、次の補助金・給付金を新設・拡充します。かんきつ関係では、かんきつ栽培の研修の機会として、徳島かんきつアカデミーを受講する際に必要な経費に対する補助を新設します。既存のミカン・スダチ・柚子苗木導入事業では、補助率を1/3に引き上げます。就農初期支援関係では、1ターン者やUターン者（4月1日以降に退職などで本村に帰ってくる人）で村内で就農する50歳以上66歳以下の新規就農者に対する就農初期の給付金を新設します。

●徳島かんきつアカデミー受講支援事業補助金（年齢制限はありません。）【新設】

1. 交付要件

- (1) 申請日現在本村に住所を有し、村内の園地において農業経営を開始している人もしくは農業経営を開始しようとする人。（法人は除く）
- (2) 受講時に就農前の場合は、受講後1年以内に就農してください。

2. 補助対象経費（各コース1回のみ補助します。）

- (1) 徳島かんきつアカデミー【中核的人材育成コース】受講料
- (2) 徳島かんきつアカデミー【生産技術力向上コースⅠ】受講料
- (3) 徳島かんきつアカデミー【生産技術力向上コースⅡ】受講料
- (4) 受講にかかる傷害保険料
- (5) その他村長が必要と認める経費（テキスト代など）

※はさみや手袋などは補助対象となりません。



3. 補助金額 受講料など上限2万円 保険料上限2万5千円

補助額は1,000円未満切り捨てとなります。

4. 補助申請 補助金申請書に誓約書および添付書類を添えて補助金申請をしてください。

5. 申請期限 12月16日(月)が申請の締め切りとなります。

6. 注意事項 受講した実績が無い場合や修了できなかった場合などは補助金の返還となります。

●佐那河内村ミカン・スダチ・柚子苗木導入事業補助金【拡充】

・補助率を現行の1/4から1/3に引き上げます。申請方法などは変更ありません。

●シニア世代経営開始支援給付金事業（50歳以上66歳以下）【新設】

1. 主な給付要件

- (1) 令和6年4月1日以降に本村へ転入した人で転入日以前5年以上本村に住民票が無い人。
- (2) 独立・自営就農時の年齢が50歳以上66歳以下であり、村内の園地において農業経営を開始している人。
- (3) 交付期間中および交付期間終了後2年間に於いて、本村に住民票を有していることが必要です。
- (4) 令和6年4月1日以降に農業経営を開始、もしくは農業経営を継承した人。
- (5) 認定新規就農者または認定農業者。
- (6) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実と見込まれる人。または農地中間管理機構から農地を借りている人。

2. 給付金額および給付期間

- (1) 給付開始1年目100万円、給付開始2年目50万円
- (2) 給付期間は最長2年間

3. 給付対象者の手続き

給付要件を満たした後、計画承認を受け、就農状況ヒアリングや現地確認後に給付金申請となります。

4. 申請期限

認定新規就農者または認定農業者となるための計画書の申請期限は5月20日(月)となります。お早めにご相談ください。

5. 注意事項

給付要件を満たさなくなった場合や農業経営を中止した場合などは給付金の返還となります。

お問い合わせ ● 産業環境課

令和6年度【春期】狂犬病集団注射の実施について

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、その飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせることと、注射済票を首輪などに装着することが義務づけられています。

ついては、村から犬の飼い主に整理票を郵送します（4月中を予定）ので、整理票記載の最寄りの集団注射会場で注射を受けるか、別途かかりつけ動物病院での個別の注射を受けるようにしてください。

なお、かかりつけ動物病院での個別の注射にも、村からお送りする整理票が必要となります。



- **集団注射実施日** 令和6年5月17日(金)
- **料金** 1頭につき 3,300円
- **会場**

	場 所	時 間
宮 前 方 面	佐那河内村農業総合振興センター	9：30～9：50
	朝宮神社	10：00～10：20
	消防第7分団詰所	10：30～10：50
	桜集会所	11：00～11：20
	長山絹恵様宅上	11：30～11：50
	若宮神社	12：00～12：20
高 樋 方 面	高樋保健センター	9：30～9：50
	寺谷生活改善センター	10：00～10：20
	嵯峨老人憩いの家	10：30～10：50
	嵯峨天一神社	11：00～11：20
	佐々木稔様宅前	11：30～11：50
	根郷集会所	12：00～12：20

【アナフィラキシーショック】

近年、徳島県では集団注射後にアナフィラキシーショックを発症し、短時間のうちに命を失ってしまうといった痛ましい事例が報告されています。村が主催する集団注射では、体調の急変時には、かかりつけ動物病院を受診していただくようにご案内しています。当日、集団注射に従事する獣医師は、会場を転々としながら注射を行いますので、体調の急変にすみやかに対応できない可能性があります。特に高齢犬や健康状態が万全でない犬については、今回の集団注射ではなく、別途かかりつけ動物病院での個別の注射をご検討ください。

お問い合わせ ● 産業環境課

佐那河内村の生ごみについて

本村では、平成28年度から生ごみの収集を開始しました。

生ごみの当初の収集量は22トンほどで処理費用も約85万円でしたが、令和5年度では40トン以上の収集量となり費用は160万円を超える見込みです。

生ごみの80%は水分で、減量には水切りが効果的です。生ごみの水分は腐敗や悪臭の原因であり、処理施設で燃やすのに多くのエネルギーを必要とします。地球の環境負荷・村のごみ処理費用・ご家庭での生ごみの臭い、すべての対策になるので実践してみましょう。

また、村では2,000円の自己負担で生ごみ処理機「キエーロ」の購入ができ（※）、生ごみ処理容器、EMボカシ容器および機械式生ごみ処理機の購入補助もあります。ご家庭で処理できる生ごみについてはキエーロ、生ごみ処理機、コンポストなどを利用して自家処理していただき、ごみの減量化にご協力ください。

※原材料費や人件費の高騰により令和6年度からキエーロの自己負担額が2,000円に変更となります。ご了承ください。

竹パウダーコンポストをお試してください

段ボール箱などと竹パウダーを利用して、お手軽な生ごみ処理が可能です。

竹の消臭効果で生ごみの臭いが抑えられ、コンポストとして活用した後は、畑や家庭菜園のたい肥として活用できます。竹パウダーは、しゃくなげ市にて販売しています。

利用方法については、産業環境課もしくはしゃくなげ市でご案内していますので、お気軽にお問い合わせください。



チッパー利用説明会の開催について

村では、包括連携協定に基づき、松山油脂株式会社山神果樹薬草園と協働して竹を粉砕してパウダーにする粉砕機（チッパー）の利用説明会を開催しています。

説明会を受講した人は、村内の竹を山神果樹薬草園に持ち込んで無料で利用していただけます。つきましては、利用説明会を次の日程で開催しますので、参加ご希望の人は産業環境課までご連絡ください。

日 時：令和6年4月22日(月)14:00～15:30

場 所：山神果樹薬草園（村下字山神43番地2）

定 員：20人

※雨天でも実施します。※汚れてもよい服装でおこしください。



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業
令和5年度佐那河内村住民税均等割のみ課税世帯
物価高騰対策給付金のお知らせ

給付額

1世帯あたり **10万円**

+

加算

子ども1人あたり **5万円**

給付対象

令和5年度 **住民税均等割のみ課税世帯**

令和5年12月1日に本村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族などになっている世帯を除きます。

加算対象

給付対象世帯の世帯員である **18歳以下の子ども**

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子どもなど、令和5年12月1日時点で**扶養していない（生計を同一にしていない）子どもは加算の対象外**です。

手続方法

① 対象と思われる世帯に、村から給付内容や確認事項などが記載された

「確認書」または「申請書」が届きます。

② 「確認書」または「申請書」に必要な事項を記入し、村に提出してください。

③ 提出された書類の審査後、決定通知書が村から送付されます。

子ども加算の対象者がいる世帯には、この際に併せて通知します。

決定通知後、指定の口座に振り込みます（2週間から1か月）。

※確認書などが届かない場合や紛失した場合は、当該世帯の世帯主の人から村にお問い合わせください。

申請期限：令和6年5月31日(金)（当日消印有効）

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

村からみなさまに、次のようなお願いをすることは、絶対にありません！

- ① 銀行、コンビニエンスストアなどのATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること。
- ② キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ③ ATMを自分で操作して、村から給付金を振り込んでもらうこと。
- ④ 給付のための手数料などの振り込みを求めること。

お問い合わせ ● 住民税務課

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料を算出するための保険料率は2年ごとに見直すこととなっていて、この度、令和6年度および令和7年度の保険料率が次のとおり決定しました。

また、制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額などについても見直しが行われています。

なお、所得の低い人および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人については、保険料の軽減制度があります。被保険者のみなさまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者のみなさまには、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

所得割額 被保険者の所得に応じて負担	均等割額 被保険者が等しく負担	保険料 100円未満切り捨て
基礎控除（43万円）後の 総所得金額など（①） × 所得割率（10.55%）※	56,311円	上限額80万円※
※①が58万円以下の人については、令和6年度の所得割率は9.85%となります。		
※経過措置として、次の人については、令和6年度の上限額は73万円となります。昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった人		

■ 保険料の軽減（令和6年度）

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額などを合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円＋「10万円×（年金・給与と所得者の数－1）」以下	7割
43万円＋「29万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与と所得者の数－1）」以下	5割
43万円＋「54万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与と所得者の数－1）」以下	2割

- 軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中に徳島県で被保険者の資格取得した人は資格取得日）時点の世帯状況により行います。
- 軽減判定において世帯の総所得金額などの合計額を計算する際、昭和34年1月1日以前に生まれた人については、年金所得から15万円を控除します。
- 表中の ～～～ 部分は、年金・給与と所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- 「年金・給与と所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する人のことです。
 - ①給与収入額（専従者給与を含まず）が55万円を超える人
 - ②昭和34年1月2日以後に生まれた人で、公的年金収入額が60万円を超える人
 - ③昭和34年1月1日以前に生まれた人で、公的年金収入額が125万円を超える人

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。

ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 （後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間）	軽減割合 5割
---	-------------------

保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

●特別徴収（年金からの天引き）

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の人が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

●普通徴収（納付書または口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない人については、納付書または口座振替による納付となります。

※新たに被保険者となった人や、市町村をまたいで転出・転入した人については、一定期間普通徴収となります。

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

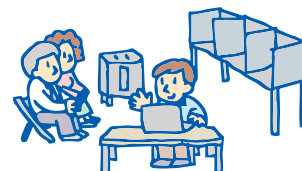
お問い合わせ ● 徳島県後期高齢者医療広域連合医事務局事業課 電話 677-3666 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1
またはお住まいの市町村窓口（後期高齢者医療制度担当）まで

期日前・投票所における投票立会人募集について

選挙管理委員会では、政治や選挙に関心を持ち、選挙をもっと身近なものに感じられる環境づくりのため、選挙時における期日前・当日投票所の立会人の候補者を募集しています。募集は通年で登録制となり、本人から辞退の申し出がない限り翌年以降も継続しますが、転出などで本村での選挙権がなくなった場合は登録が取り消されます。

応募資格

本村在住で、令和6年4月1日現在18歳以上の選挙権のある人



応募方法

登録申込書に必要事項を記入し、選挙管理委員会に持参または郵送。

申込書は選挙管理委員会に備え付けているほか、ホームページからもダウンロードすることができます。

募集期間

令和6年4月1日以降、随時応募を受け付けています。

立会場所・立会日など

種 別	期日前投票所	当日投票所
立会場所	佐那河内村役場	応募者の投票区投票所
立 会 日	期日前投票期間のうち希望日	選挙日当日
立会時間	8：30～20：00（集合は8：15）	7：00～20：00（集合は6：30）
立会人数	1日につき2人	各投票所2人
報 酬	日額10,000円	日額11,000円
そ の 他	昼・夕食、交通費は支給されません	昼・夕食、交通費は支給されません

応募から選任までの流れ

- （1）応募受け付け後、登録が完了したことを選挙管理委員会から通知します。
- （2）選挙の都度、登録された人に立会の可否や希望日などを確認します。
- （3）日程などを調整のうえ、選任した立会日などを通知します。

※希望者が多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。また、応募が選挙期日に近い場合は、すでに調整を終えていることがありますので、その選挙での選任を見送ることがあります。

お問い合わせ ● 村選挙管理委員会

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を次の人を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。

- 1 対象者** 本村に住民登録があり、肺炎球菌ワクチンの接種が初めての人で次の①または②に該当する人。
- ① 65歳の人
※定期接種は65歳の1年間です。65歳を超える人を対象とした経過措置は令和6年3月31日に終了しました。接種の機会を逸することがないようにご注意ください。
- ② 接種日に、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ人（障がい等級1級またはそれに準じる人）
- 2 実施期間** 65歳の1年間
- 3 接種回数** 村が指定する医療機関にて個別接種（医療機関名簿は郵送します）
- 4 申し込み方法** ①の対象者は65歳を迎える日の翌月に必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。②の対象者は健康福祉課へお問い合わせください。必要書類をお渡しします。
- 5 自己負担** 1人1回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください。）

お問い合わせ ● 健康福祉課

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

次の場合、国民健康保険異動届を健康福祉課まで提出する必要があります。

※国民健康保険の加入・脱退については、自動で健康保険が切り替わりません。

1 国民健康保険に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめた
- ・他の市町村から転入してきた
- ・子どもが生まれた
- ・生活保護を受けなくなった など

国民健康保険加入の申請が必要になります。

→届出が遅れると、被保険者になった月までさかのぼって保険税を支払うことになったり、保険証がない期間の支払いは、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になる場合があります。

2 国民健康保険をやめる場合

- ・職場の健康保険に加入した
- ・他の市町村へ転出する
- ・被保険者が死亡した
- ・生活保護を受け始めた など

国民健康保険脱退の申請が必要になります。

→届出が遅れると、保険税が二重払いになったり、資格喪失後の被保険者証で診療を受けた場合、後で返還していただく場合があります。

届出に必要なものについては村のホームページにて記載しています。
ご不明な点がございましたら健康福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。



令和6年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和6年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和6年6月15日(土) 【申し込み期限：5月24日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年7月6日(土) 【申し込み期限：6月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年8月3日(土) 【申し込み期限：7月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年9月7日(土) 【申し込み期限：8月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年10月12日(土) 【申し込み期限：9月20日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年10月22日(火) 【申し込み期限：9月27日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00
令和6年11月16日(土) 【申し込み期限：10月25日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年12月12日(木) 【申し込み期限：11月21日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がん検診は 9:30～11:00

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、**各月予約枠15人（先着順）で実施します。**なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。**ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診日程	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和6年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和6年度において満40歳となる村民 (昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和5年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者 であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に 検診を受けるようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に 検診を受けるようお願いします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月12日(木)の村内で行う検診では、**歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**村集団健診で特定健診を受診した場合に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診できます。(加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます)**

ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和6年6月1日(土)から令和7年2月28日(金)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和7年度に検診を受けるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

令和5年度 佐那河内村住民税非課税世帯子ども加算給付金について

村では、エネルギー・食料品価格などの物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税の子育て世帯に対し、子ども1人あたり5万円を支給します。

● 支給対象となる世帯

- 18歳以下の子どもを扶養している令和5年度住民税非課税世帯
- ・令和5年12月1日に本村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割非課税である世帯

● 支給金額

18歳以下の子ども（平成17年4月2日生まれ以降の子ども）1人あたり5万円

● 手続きの流れ

対象と思われる世帯の世帯主に、4月中旬以降、「支給決定通知書」または「確認書」を送付します。

(1) 「支給決定通知書」が届いた世帯

支給を辞退する場合または振込先口座を変更する場合のみ、届出が必要です。

「支給決定通知書」に記載した期日までに届出がない場合、令和5年度佐那河内村住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金（7万円）を支給した口座に振り込みます。

(2) 「確認書」が届いた世帯

確認書に必要事項を記入し、本人確認書類の写しや振込先口座の確認書類の写しを添付のうえ、令和6年5月15日㈫までに返送してください。

提出期限までに返送がない場合または、内容に不備があり受理ができない場合、本給付金は支給できませんので、ご注意ください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

健康づくりの会 ヘルスメイト募集

健康づくりの会（佐那河内村食生活改善推進協議会）では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

- 年に8回料理実習（栄養士による指導）と学習
- 一人暮らしの高齢者の昼食会
- 保育所・小学校・中学校への食育活動など



健康づくりの会に入って一緒にお料理しませんか？
詳しくは、健康福祉課 健康づくりの会 事務局まで。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

佐那河内村結婚新生活支援事業

本村で新生活を始められる新婚夫婦に対して、新生活のスタートアップにかかる住宅費（家賃、敷金、礼金、共益費など）や、引っ越し費用を補助します。

申請期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※申請時に支払いが完了している住宅費、引っ越し費用が対象となります。

補助額 30万円（上限）

※ただし、結婚時夫婦ともに29歳以下であるときは、60万円（上限）になります。

※予算の範囲内で先着順に受け付けします。申し込み状況によっては、補助を受けることができない場合があります。

対象

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に結婚した夫婦
- 結婚時夫婦ともに、39歳以下であること。
- 夫婦の所得合算が500万円未満であること。
- 補助対象となる住宅が村内にあり、夫婦双方または、一方が村内に住民登録していて、現に居住していること。
- 2年以上、本村に居住する意思を持っていること。
- 夫婦いずれも、過去に新生活に係る補助金などの交付を受けたことがないこと。
- 夫婦いずれもが、村民税などに滞納がないこと。

申請時にお持ちいただく書類等

- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票の写し
- 夫婦それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書
- 住宅の賃貸借契約書および領収書の写し
- 住宅費（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料）に係る領収書などの写し（住宅費の補助を受ける場合）
- 引っ越し費用に係る領収書等の写し（引っ越し費用の補助を受ける場合）

お問い合わせ ● 健康福祉課

駐在所だより

すべての自転車利用者にヘルメット着用が義務化(努力義務)されています

ヘルメット非着用の場合、事故時の致死率が**2.4倍**になります。

みなさん自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！



春山登山における遭難に気をつけよう

昨年、県内での山岳遭難発生件数は、15件18人（死者1人）。無理のない**登山計画**をたて、**登山届**を出し、**近くの山**に行く時も、家族や友人に**連絡**しておきましょう。



渡辺 孝

昨年度と同様に転勤も無く引き続き本村で勤務して参りますので、よろしくお願いします。

ご用件のある人はお気軽に駐在所にお立ち寄りください。

何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。
駐在所（電話679-2110）へのご連絡をお待ちしています。

緊急の場合は110番通報を！



寄贈作品展
荒井賢治先生

ふる里に

抱かれて

写真 / 灯明を売る少女

入場無料

令和6年
5 / 7・31 火曜 金曜

佐那河内村役場 村民ホール

9:00~17:00 土日は閉庁(ただし、12日(日)は開館)

お問い合わせ・企画政策課

5 / 12 日曜 | 午後1時30分~2時30分
(村民ホール)

談話

妻・荒井由子さんが荒井賢治氏の
人と作品について縦横に語ります

さち香る 風の谷



阿波学会総合学術調査の中間報告会を開催します

令和5年度・6年度の2年間、村内で阿波学会による総合学術調査が実施されています。昨年8月5日に実施した結団式以降、各班が行ってきた調査をもとに、全12班のうち6つの調査班が中間報告を行います。どなたでも自由に参加できますので、ぜひお越しください。



▲令和5年8月に実施した結団式の様子

日 時：令和6年4月27日(土) 13:00～16:20

場 所：村役場 村民ホール

報告班：地質班、鳥類班、社寺建築班、考古班、地方史班、災害・防災班

「佐那河内村の引札展」開催中！

村役場のロビーと新家にて、明治時代後半から大正時代に商店の宣伝や広告として作られた「引札（ひきふだ）」を展示しています。

引札とは、お正月などに顧客の家々を訪ねて配付していた一枚摺（いちまいずり）のもので、美しい図像に商品名や住所・商店名などが書かれています。お客を「惹く」目的で配られていたことから「引札」とよばれています。

村役場や新家にお立ち寄りの際には、ぜひご覧ください。

なお、本展示は数か月ごとにテーマを変更し、本村の古写真や史料などを展示する予定です。



▲村役場ロビーの展示



▲新家内の展示

佐那河内村多目的地域交流施設の愛称が決定しました。

佐那河内村多目的地域交流施設の愛称について、令和6年1月15日(月)～令和6年2月15日(木)までの間で募集したところ、期間内に全国から844件の応募作品が集まりました。

令和6年3月13日(水)に開催された佐那河内村多目的地域交流施設愛称選考委員会にて、徳島県板野郡藍住町の永田愛様から応募いただいた作品をもとに、愛称を次のとおり決定いたしました。



愛称名 佐那河内村多目的地域交流施設 **YOTTE-KAN(よってかん)**

愛称の理由 村内の人も村外の人も、「寄れたらいいな」という思いから、誰でも気軽に寄れるような施設をめざし、また、愛称には利用者が「寄ってかん?」と言えるような呼びやすさも含めています。

採用となった愛称につきましては、施設の看板などに活用いたします。

これからも、佐那河内村多目的地域交流施設YOTTE-KANをよろしくお願いいたします。

佐那河内 史料散策 その7

大宮八幡神社に慶応4年(1868)閏4月28日の年紀をもつ由緒書が残されています。「佐那川内村 五社神主 井開筑前」らから下佐那河内村の庄屋「東條勘左衛門」に宛てられたものであることが末尾の記載からわかります。これはその控えになります。

当時、徳島藩では『阿波国後風土記』の編纂事業に着手していて、松浦長年や久富憲明らの知識人層が参画していました。その一環で村々に残されていた諸史料や伝承の収集が進められていましたが、この由緒書もこの事業に関連して藩に提出されたものと思われます。

筑波大学附属図書館には久富らによる「阿波国風土記編輯雑纂」と題された簿冊が保管されていますが、それに「佐那河内村」が立項されており、この由緒書と同様の記述があります。『阿波国後風土記』は廃藩置県によって完成しませんでした。史料の収集が進められていたことがわかります。



大宮神社由緒書の末尾部分

国際女性デーについて

毎年3月8日は、「国際女性デー」です。世界的に女性の経済的、政治的、そして社会的地位においてジェンダー平等を尊重する日として、また女性の素晴らしい活躍と功績、勇気のある行動を称える日として、1975年に国連で制定されました。

日本では国会議員や管理職に占める女性の割合が少ないこと、男女間の所得の格差などが問題となっており、これからも性別にかかわらず選ばれる道を

社会をめざしていく必要があります。そのため日本では、女性のキャリアアップや管理職への登用を支援するための施策を強化し、女性のリーダーシップの発揮や意見の反映を促しています。また、育児休暇や介護休暇の充実、柔軟な働き方の実現を通じて、男女ともに仕事と家庭の両立をしやすい環境の整備を進めています。

私たちは国際女性デーを通じて、ジェンダー平等の重要性を再確認し、誰もが平等な権利を享受し、力を発揮できる社会の実現をめざしていきたいと思います。



べていますので、ぜひ一度手にとっていただいて読みやすさを実感してください。

また、落語や朗読のCDもありますので、ご利用ください♪

大きな活字で読みやすい『大活字本』のご紹介

大活字本とは通常の活字の大きさでは本が読みにくい人のために、内容はそのまま、活字を大きくし、行間や余白などを工夫して作られた本です。読みやすいということで人気が高まっています。

村役場庁舎の図書コーナーに並



佐那河内村立図書館（農振センター3階）

■ 開館時間 / 平日 9:00～12:00 13:00～17:00 ■ 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) ■ お問い合わせ 教育委員会

》3月20日 4年ぶりとなる卓球大会を開催しました

16人の参加があり、8組のペアに分かれてダブルスの総当たり戦を行いました。試合結果は、6勝1敗で3組がならび、セット数と対戦結果により次のとおりとなりました。

入賞されたみなさん、おめでとうございます。卓球は、毎月第1・第3水曜日に実施しています。

いつでも誰でも参加できますので、お気軽にお越しください。お待ちしております。



第1位（6勝1敗）

松下 弘さん・谷泉博文さんペア

第2位（6勝1敗）

富永隆志さん・富永悠暉さんペア

第3位（6勝1敗）

野上旭彦さん・松下勝哉さんペア



》バドミントンクラブ 活動費 変更のお知らせ

毎週金曜日 夜20:00～22:00に村民体育館にて開催しているバドミントンクラブの活動費を200円へ変更させていただきます。

活動費 旧 100円 → 新 200円

お子さまから大人まで、どなたでもご参加いただけます。ぜひ一緒に、楽しみながら体を動かしましょう。



5月 教室カレンダー

村民体育館



卓球

19:30～21:00

中央運動公園グラウンド



サッカー・フットサル

18:30～20:30



バドミントン※

20:00～22:00

※印の種目は活動費が必要です。

●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。●日程は変更する場合があります。●状況により会場を変更する場合があります。

【お問い合わせ】 さなごうちスポーツクラブ事務局
電話 679-2855

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



ふるさと暮らしセミナーで佐那河内村が 紹介されました！

令和6年3月29日(金)に令和5年度とくしま回帰セミナー/東京オフィス2024年第276回ふるさと暮らしセミナーがオンラインにて開催されました。メインはとくしまコンシェルジュが出張で訪れた市町村を紹介するコーナーで、今回はなんと本村が選ばれました。とくしま移住コンシェルジュが本村のお試し住宅を利用し、実際に体感した内容を紹介、村に訪れたことがない相談者へ向け「実際に訪れると何が分かるのか?」をトーク形式でお伝えしてくれました。参加者が紹介地域に関心を持って本村を訪れたいという人、村内のコミュニティの存在意義を理解した上で移住したいという人などの呼び込みの効果が期待できるセミナーでした。

市村のおっさん 藤原豆腐店



AKATSUKI BASE



鯖プロジェクト (食事処/宿泊/土産物)



村ランチ価格改定のお知らせ！

平素より新家の村ランチをご利用いただきましてありがとうございます。村の団体さんが作る美味しくて大人気のお弁当ですが、物価の高騰により、価格の維持が厳しくなっておりました。

そしてこの度、大変心苦しいですが、お弁当の価格を改定させていただく事となりましたので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

価格改定日
令和6年4月1日

村ランチ弁当(並)	¥650⇒ ¥700
村ランチ弁当(大)	¥700⇒ ¥750
村ランチ弁当(特大)	¥750⇒ ¥800

□学童保育クラブお別れ会 3/8 (金)

学童では、6年生4人にむけて、お別れ会を行いました。

最初に村長さんから、卒業生へのはなむけの言葉があり、在校生から記念品の贈呈後、6年生から一言ずつあいさつをもらいました。その後、在校生全員で感謝の言葉を思い出と一緒にメドレー形式で送りました。

最後に、村長さんとのじゃんけん大会や学童の室内で宝探しゲームをみんなで行之、大いに盛り上がりしました。

短時間の開催にはなりましたが、6年生と最後に楽しい時間を過ごし、笑顔で送り出すことができました。

6年生のみなさん、中学生になっても学童に立ち寄ってください。

みんなが、待っています!!



□学童保育クラブへDVDの寄付 ありがとうございました

公益財団法人「藤井財団」(大阪府)より、世のため人のためアニメシリーズ12作品(12枚のDVD)の寄付がありました。

DVDは渋谷栄一さん、新渡戸稲造さん、津田梅子さん、稲森和夫さんなど経済人や教育者、経営者の偉人について子どもたちに知って欲しいと人選し、藤井財団が製作しています。

佐那河内の子どもたちも、海外で活躍した人の功績を見て、きっと藤井理事長さんの願いでもある、世界に目を向けるきっかけとなるだろうと考えています。

藤井理事長さん、ご寄付ありがとうございました。



□ふれあい昼食会 令和6年度スケジュールについて

ひとり暮らしの高齢者のみなさま、ふれあい昼食会の令和6年度年間スケジュールについては下表に沿っての実施予定となっています。

また、特別なレクレーションとして、6月に場所・日時は未定ですが、村外へのお出かけ昼食会を、10月は小学生、1月は中学生、11月・2月は保育所園児との交流会を予定しています。ひとり暮らしの高齢者のみなさま、健康づくりの会をはじめとしたスタッフ一同、今年度も楽しい催しを取りそろえてお迎えしますので、ぜひ、ふれあい昼食会への参加をよろしくお願いします。

月 日	5月15日	6/	7月10日	8月21日	10月16日	11月13日	1月22日	2月19日	3月12日
曜 日	水	未定	水	水	水	水	水	水	水
時 間	11:00	9:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00
	～	～	～	～	～	～	～	～	～
行事予定	14:00	16:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
		外出			小学校	保育所	中学校	保育所	
					未定	焼芋	未定	お遊戯	

お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている方が
お住まいの地域で相談できるよう
各町村の社会福祉協議会に
「くらしサポートセンター」を開設しました。

仕事がなかなか
見つからない

多額の借金がある

引きこもりや
不登校の家族がいる

まずは
ご相談ください

支援員

相談のながれ

1 相談

くらしのこと、家計のこと、
就職のことなど、あなたが
不安を抱えていることについて
相談に乗ります。

2 計画づくり

あなたと一緒に、今
後の生活を良くし
ていくための計画
を作成します。

3 支援

生活の困り事の
解決に向けて、
あなたを支援し
ます。

くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4101 名東郡佐那河内村下字西ノハナ27番地 村民体育館横
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
電話: 088-679-2304

佐那河内村地域包括支援センターだより

4
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。
楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさまのご参加をお待ちしています。

日 時		教室名	会 場
4月15日(月)	13:30～15:30	いきいき体操教室	農振センター
4月23日(火)	10:00～13:00	健康料理教室	農振センター
5月10日(金)	10:00～11:00	脳若トレーニング教室	農振センター

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・音井

第97回

読み合い朗読会

「伝えたい村の話」 佐那河内村史から

- 我が家は東内共同防除の跡地に、東日本大震災の時に引っ越してきました。そのために防除施設を壊して家を建てました。その時には佐那河内村にとっての一つの史跡とは思いませんでした。しかし村史に携わり読ませていただいて、そこも貴重な場所だったのだと後から気づきました。村史の683と684頁に外観も写真も設備も写っています。貯水槽は我が家の後背に今も残っています。その昔、共同の薬剤散布として使われた水は、今は家庭に配水される貴重な水になっています。
- 共同防除が作られた背景ですが、当時（昭和30年代）樹園地は各地に分散していて、病虫害防除には多くの労力を要していました。家族全員での共同作業でしたが老人や女子には過重な労働でした。世帯別に行うため適期を失ってしまったり。そこでパイロット事業を展開して、農道の開設。樹園地拡大のための共同開墾。共同防除と繋がっ

ていきます。共同防除は嵯峨を皮切りに、東内、上嵯峨、中峰と、次々に全村に設置されました。ミカンの収穫量は増え、各地区にあったミカン集荷所も統合されて、今の中辺の選果場に発展していきました。ミカンは貯蔵ミカンにて適期になったの販売なので、水上共同貯蔵庫の建設もあり、灌水や用水補強のための畑地かんがい施設も丸田に設置されました。

- 佐那河内村の農業の近代化が始まり、豊かな暮らしへと変わっていったことでしょう。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

【次回の開催】第98回 5月13日(月)19:30～20:30

場 所：役場 多目的ホール

お問い合わせ：鈴木 (090-2156-7935)

(古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。)

さなごち俳句 GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

一月十七日 佐那河内村農振センター

お正月孫の棒銀受ける爺

山田サキシロー

白菜に藁の鉢巻峽の畑

西尾 武義

正月や笑って泣いて家族たり

安喜 律子

セリナズナ七草がゆの湯気上がる

坂田 小夜

お年玉姉まね二歳の最敬礼

丸野 幸枝

初日の出お先でしたと下りる人

田口 寛子

寒の雨文通相手の便り待ち

高橋 仁美

餅つきの合いの手未だきこちなく

山川恵梨奈

情報ボックス

月	日	曜日	行事名	場 所	時 間	備 考
4月	16日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
			乳幼児相談 対象：乳幼児とその保護者	農振センター 2階大和室	10:00～10:30 (受付)	【持参物】母子手帳、バスタオル
			1歳6か月児・3歳児健診 対象：1歳6か月児・3歳児とその保護者	農振センター 2階大和室	12:50～13:10 (受付)	【持参物】母子手帳、問診票、アンケート、バスタオル
			常会会長会	村民体育館	19:30～	【持参物】印鑑
	17日	水	粗大ごみ（木製品、プラスチック類、家電、金属、ガラス、陶器など）	追上駐車場	16:00～19:00	
	18日	木	粗大ごみ（木製品、プラスチック類、家電、金属、ガラス、陶器など）	追上駐車場	8:30～11:00	
	23日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
			健康料理教室 対象：健康づくりに関心のある人	農振センター 1階会議室ほか	10:00～13:00 (予定)	【持参物】材料費200円、お米1合、エプロン、三角巾、マスク
	27日	土	阿波学会総合学術調査中間報告会	村役場 村民ホール	13:00～16:20	
	30日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
5月	7日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
			乳児健診 対象：乳児とその保護者	農振センター 2階大和室	13:15～13:30 (受付)	【持参物】母子手帳、バスタオル
	10日	金	脳若トレーニング教室 対象：65歳以上の人	農振センター 1階会議室	10:00～11:00	
	13日	月	心配ごと相談、行政相談、人権擁護相談、法律（特別相談）	村役場	9:00～12:00	
	14日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	15日	水	ふれあい昼食会	農振センター	11:00～14:00	

人のうごき（敬称略）

個人情報に関する内容のため削除しています

住民基本台帳登録数

令和6年3月末現在

[人 口] 2,133人 （－4）

[男] 1,033人 （－1）

[女] 1,100人 （－3）

[世帯数] 937世帯 （－1）

※（ ）前月比

企業・個人事業者の皆さま

令和5年度 広報さなごうち・HPの

広告主募集中



＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官



株)岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リポール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材料

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】

抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



一般社団法人 全日本瓦工事業連盟 / 徳島県瓦工事・販売組合 加盟

葺き替え、雨漏り修理、漆喰、瓦製品販売
お気軽にお問い合わせください

山田瓦工業

TEL.088-679-3289



編集後記

毎年4月には河川一斉清掃があります。

昨年は広報の取材をさせていただき、村民のみなさまが河川をキレイにしようと清掃に励んでいる姿を見て、この度は清掃活動に参加させていただきます。

また、この活動をとおしてみなさんと親睦を深めることができればと思っています。(柏)

健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.157 いため煮



材料(4人分)

豚肉……………200g
(もも切り落とし)
長芋……………120g
筍……………100g
れんこん……………100g
しめじ……………100g
葱……………40g
サラダ油
……………大1～1.1/2
だし汁……………120cc

A 酒……………大1
砂糖……………大2弱
醤油……………大2弱
片栗粉……………大1

栄養成分

エネルギー	181kcal	たんぱく質	14g
脂質	6.1g	炭水化物	17.8g
塩分	1.2g		

作り方

- ①豚肉は一口大に切り、長芋は皮をむいて酢水に浸け、7～8mm厚さの輪切り、筍は5mm厚さの薄切り、れんこんは5mm厚さの半月切り、しめじは小房に分け、葱は2cmの筒切りにする。
- ②フライパンにサラダ油を入れ、長芋はしょうゆ小1(分量外)で下味をつけ片栗粉をまぶし両面を焼く。
- ③②の長芋を取り出し、サラダ油を加え豚肉を炒め、筍(下ゆでする)、れんこんを入れさらに炒め、だし汁を入れ、ふたをして煮る。
- ④Aの調味料を入れ、しめじ・葱も加え、汁気がなくなるまで煮、最後に長芋を加える。
- ⑤器に盛る。

ポイント

長芋は最後に加えるほうが、美味しくできあがります。

各課直通
電話番号

総務課 679-2113
企画政策課 679-2973
教育委員会 679-2817

産業環境課 679-2115
住民税務課 679-2114
消防センター 679-2136

議会事務局 679-2152
保育所 679-2217
救急要請 679-3999

健康福祉課 679-2971
建設課 679-2970